

# 令和3年第1回上毛町議会定例会会議録 (2日目)

招集の場所 上毛町議会議場

開閉会日時及び宣言

令和3年3月4日 午前10時00分

---

## ○応招（不応招）議員及び出席並びに欠席議員

出席議員（12名）

1番 高西正人    2番 友岡みどり    3番 岩花寛之    4番 田中唯登志  
5番 廣崎誠治    6番 宮本理一郎    7番 峯 新一    8番 三田敏和  
9番 安元慶彦    10番 茂呂孝志    11番 荒牧弘敏    12番 宮崎昌宗

欠席議員（0名）

---

## ○地方自治法第121条の規定による説明のため出席した者の職氏名

町長 坪根秀介・ 副町長 岡崎 浩・ 教育長 道免 隆  
会計管理者 佐矢野 靖・ 総務課長 永野英憲・ 企画情報課長 堀 綾一  
開発交流推進課長 熊谷豊司・ 税務課長 堀田京介・ 住民課長 垂水勇治  
長寿福祉課長 垂水英治・ 子ども未来課長 園田秀秋  
産業振興課長 円入忠義・ 建設課長 尾崎幸光・ 教務課長 村上英之  
総務課主幹 宮吉保男

---

## ○職務のため本会議に出席した者の職氏名

議会事務局長 堀 三好  
議会事務局 宮野英治

○議事日程

令和3年第1回定例会議事日程（2日目）

令和3年3月4日 午前10時00分 開議

日程第 1 諸般の報告

日程第 2 一般質問

## ○会 議 の 経 過 （2日目）

開議 午前10時00分

○議長（宮崎昌宗君）皆さん、おはようございます。定刻になりました。御起立をお願いします。傍聴席の方も、よろしく願いいたします。

一礼して御着席願います。礼。

会議に先立ち、議員及び執行部の皆さんにお願いします。発言は必ず議長の許可を得てから発言してください。また、不穏当発言、不規則発言に御注意いただき、有意義な会議になりますよう皆様の御協力をよろしくお願いします。

それでは始めます。

ただいまの出席議員は全員です。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付しております議事日程表のとおりです。

---

○議長（宮崎昌宗君）日程第1、諸般の報告を行います。

本日の会議では一般質問を行います。

本日の一般質問の質問者は、お手元の議事日程表に掲載のとおり3名です。

質問順は、申合せにより通告書提出順に発言を許可することとします。

本日の会議には、地方自治法第121条の規定に基づく説明員として、さきに配付した各氏の出席を認め、会議に出席いただいております。

---

○議長（宮崎昌宗君）日程第2、一般質問を行います。

質問者の質問時間は答弁を含み60分以内ですので、通告された時間内に終わるよう要点を簡潔明瞭に行い、また、答弁につきましても、効率的な議事運営への御協力をお願いします。時間の経過は議場内に表示されますので、残り時間を確認し、時間を厳守ください。

それでは、1番、宮本議員、御登壇ください。

○6番（宮本理一郎君）皆さん、おはようございます。宮本でございます。

新型コロナウイルス感染症の状況は、緊急事態宣言が1か月延長され、今月、3月7日までとなっておりますが、本県、福岡県を含む関西6府県は、2月末日をもって解除されました。しかし、東京を含む関東圏については、昨夜のニュースでござい

ますが、2週間の延長が決定したということでございます。それだけ苦慮し、微妙な状況にあるということが言えるんであります。

感染者数はかなりの減少を見せておりますが、依然、収束の見通しが立たず、医療現場の逼迫さは軽減されていないのが実情のようでございます。コロナ発生以来、1年間感染者が出なかった本町も例外ではなかったということは、皆様、既に御承知のとおりでございます。これ以上の感染者を何としても出さない、そういう覚悟と決意を皆が共有すべきであろうと思うのでございます。

また、新しい生活様式と感染予防の基本行動を徹底すべきでもございます。特に、範を示すべき議員、役場職員等、公職にある者は、厳に自らの行動を律するとともに、会議や会合、出張、イベント等については、縮小、簡素化、延期、中止等の配慮と措置の英断が問われておるのでございます。住民の生命・財産の保障、生活と健康の安全・安心を何としても守ることの使命感を、今こそ、我々議会、行政挙げて感じなければならないと思います。

ようやくワクチンの接種が一部において始まりましたが、今後、どのような状況の変化が起こるか、察しがつかないのが実情でございます。少なくとも、責任の持てるような行動をし、地域と地域住民の安全・安心を確保することです。

このような観点に立って、私は、本日、一つ、コロナウイルス感染症の現状認識と、今後の行政としての取るべき方向性について、二つ、大池公園の利用者、利用方法対策について、この2点についてお伺い申し上げます。

詳しくは自席にて御質問申し上げます。

○議長（宮崎昌宗君） 宮本議員。

○6番（宮本理一郎君） それでは、早速、お伺い申し上げます。

冒頭に、通告はしてございませんが、町長に、一つ御所見をお伺い申し上げます。

ただいま申し上げましたように、福岡県を含む関西圏は先月末をもって解除というふうになりました。しかし、昨夜、東京を含む関東圏は2週間延長ということでございまして、今後のコロナの感染拡大、あるいはその抑え込み等々が非常にまだ不透明なところがございまして、本町を含む近隣自治体の現状、それと今後の見通し、町長はどういうふうに御認識を持っているか、御所見をお願いします。

○議長（宮崎昌宗君） 町長。

○町長（坪根秀介君） 議員から御指摘いただきましたように、本県を含む2府4県につ

きましては、2月28日をもって国の緊急事態宣言の対象区域から解除されることとなったところでございますけれども、3月2日、福岡県より、緊急事態措置の解除に伴う県民、事業者に対する要請内容の周知について依頼が届いております。

中身については、現時点で、本県の病床使用率や療養者数はステージⅡ相当以下にはなく、クラスターの発生も見られており、国の基本的対処方針に基づき県民及び事業者の皆さんに対する要請を継続せざるを得ない状況にある、そういった内容でございます。

これに伴いまして、本町におきましても、コロナについては、第3波は押さえられつつあるものの完全に収束したわけではございませんので、ワクチン接種を終えるまでは第4波に備え、感染防止対策を緩めることなく、しっかりと個人個人が対策を取るよう啓発をしていくしかないというふうに思っています。

なお、ワクチン接種については医療従事者に多大な負担をかけるということになるかと思っておりますので、町でフォローができるところはしっかりとやりながらエールを送ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（宮崎昌宗君） 宮本議員。

○6番（宮本理一郎君） ありがとうございます。よく理解できました。

それでは、御質問申し上げます。

緊急事態宣言が第1次、第2次と延長されまして、今申し上げましたように、2月末をもって福岡県を含む関西圏は解除になりました。それ以前に、県のホームページで、新しい生活様式の定着による協力要請が各自治体に、4項目にわたって出されております。本日はこれについてお伺い申し上げたいと思うのでございます。

まず、出勤者の7割削減を目指す、そして、接触機会の低減、在宅勤務、テレワークやローテーション勤務等を推進できるよう努力しなさいという指示でございますが、まず、この要請に関して、本町役場においては、勤務体制ローテーションとテレワークとの実態、また、今後どういうふうな取組をする考えかお答えください。

○議長（宮崎昌宗君） 総務課長。

○総務課長（永野英憲君） それでは、議員御質問の件につきまして、御答弁をさせていただきます。

御質問のローテーション勤務、テレワークにつきましては、議員が言われますように、県より新型コロナウイルス感染症の蔓延防止のための出勤回避等の徹底というこ

とで、感染症の蔓延防止の緊急性を踏まえまして、ローテーション勤務等により、7割を目指して職員の出勤を抑制する旨の要請がっております。

我々といいたしましても、感染症の蔓延防止を行う上で、ローテーション勤務、また、テレワークの必要性については十分に認識をしているところでございますが、本町の業務内容から見て、対面方式での業務が多く、また、職員数からローテーション勤務、テレワークの導入については大変厳しいものがあるというふうに認識をしているところでございます。

こういうことから、職場内での感染症蔓延防止対策としては、室内の換気、また、来庁者対応後のカウンターの消毒等、可能な限りの蔓延防止の対策を取っているというところで御理解のほうをよろしくお願いをいたします。

○議長（宮崎昌宗君） 宮本議員。

今までやってこなかったところもございましょうし、できる範囲はやっていただく、そういう方針でいっていただきたいというふうに思うわけですが、次に、20時以降の不要不急の外出自粛、これを徹底するようという指示でございまして、20時以降の残業勤務を抑制する等々、本町役場並びに関係職場、支所、げんきの杜、あるいは道の駅等において、20時以降の残業勤務の実態、その御指導はどうかしているか。また、職場を終わって後のプライベートな時間帯をどう過ごすか。こういったところにおいて、不要不急の外出自粛の取組、指導の実態、自主性に任しているのか、ある程度の関与をしているのか、その辺をお聞かせください。

○議長（宮崎昌宗君） 総務課長。

○総務課長（永野英憲君） それでは、御質問の時間外勤務についてということで御答弁をさせていただきます。

この件に関しましては、課長会などを通じて、20時以降における不要不急の外出の自粛を徹底することを踏まえ、特別な場合を除き、20時以降の勤務を抑制すること、また、勤務外の行動といたしまして、不要不急の外出を避け、3密や感染リスクが高まる五つの場面を避ける行動の徹底ということで、職員のほうには要請を十分にさせていただいております。

その実態ということでございますが、20時以降の時間外勤務につきましては、20時以降残って勤務をしている職員も、少数ではありますが、見受けられるのが実態でございます。

また、不要不急の外出自粛につきましては、確認まではしておりませんが、感染リスクが高まる五つの場面でございます、飲食を伴う懇親会、それから大人数や長時間の飲酒を含む不要不急の外出の回避につきましては、徹底できているものというふうを考えております。

以上でございます。

○議長（宮崎昌宗君） 宮本議員。

○6番（宮本理一郎君） 20時以降の残業が若干はあるということですが、これはあくまで上から指示ということじゃなくって、自主性に任せる、特にプライベートな時間の過ごし方は、大人として、親として、地域住民としての自主性に任せるということというふうに判断したいと思います。

次に、職場における感染症の取組、3密とか感染リスクの回避といった点でございますが、毎朝、恐らく各課で会議、朝礼等をやっていると思いますし、また、住民が来れば接客もしなければいけない、いろんなところに作業等で出ていかなければいけないということで、町役場、職場における3密回避の具体的な対応を、措置はどういうふうに講じておりますか。

○議長（宮崎昌宗君） 総務課長。

○総務課長（永野英憲君） 御質問につきましては、職場における3密回避の具体的な措置ということでございますが、感染防止対策全般ということで御答弁のほうをさせていただきます。

まず、マスクの着用、手洗い、手指消毒の励行はもちろんのこと、窓口対応後のカウンターの消毒、それからカウンター及び各職員の執務机への感染防止用のアクリル板の設置、1日5回の執務室内の換気、各執務室、会議室への空気清浄機の設置並びに登退庁時の検温等を実施しており、庁内会議等におきましても、できるだけ広いスペースが確保できる会議室のほうを使用させていただいているというのが対策でございます。

○議長（宮崎昌宗君） 宮本議員。

○6番（宮本理一郎君） 一応、3密回避、感染リスクを回避した措置を取っているというふうに判断されます。

そこで、役場職員の町外移動——出張とか、あるいは町外に出る作業及び町外から本町に来られる来庁者等に関して、庁舎内への入室、退室等の管理、具体的対策措

置はどうかされておりますか。

○議長（宮崎昌宗君） 総務課長。

○総務課長（永野英憲君） それでは、まず御質問の職員の町外移動、出張につきまして御答弁をさせていただきます。

出張につきましては、各課長において出張内容を十分に検証し、出張させるかどうかというところは、各課長が慎重に判断をしておるところでございます。特に福岡市、それから北九州市への出張につきましては、特に気をつけるようにということにしております。また、その場合の交通手段でございますが、できるだけ公用車を使用するというような対策を取っております。

次に、町外からの来庁者に対する庁舎への入退室管理ということでございますが、本庁では正面玄関に検温器付のオートディスペンサー、また、支所には非接触型検知器を設置して対応しておるところでございますが、来庁者の自主性にお任せをしているところが現状でございます。

以上でございます。

○議長（宮崎昌宗君） 宮本議員。

○6番（宮本理一郎君） 特に私が危惧しているのは、やっぱり役場というものは窓口業務が多いわけで、不特定多数の方とお話もし、接客もし、そういった業務なものですから、非常に、一人で何人もの複数の方と出会うというところで接触リスクが上がるということだから、これは、来るお客さんにも注意していただき、なおかつ、迎える側の職員も十分注意して、庁舎内から感染者は出さないと。あるいは、来訪者からも出さないという、やっぱり基本的考え方を持ってないとなかなか……。不特定多数という接触がございますから、十分そこは今後とも注意していただきたいと思います。そうでなくても、本町から感染者が出ておることがございますから、重々、その辺は注意していただきたいと思います。

次に、本町において発生した感染者の感染ルートの解明とか原因等の調査は、あくまで保健所が主体、全面的だというふうに思いますが、町としては、そういった保健所からの連絡、報告というものは受けてございましょうか。

○議長（宮崎昌宗君） 子ども未来課長。

○子ども未来課長（園田秀秋君） それでは、御質問の本町において発生した感染者の感染ルートの解明、調査はについて御答弁させていただきます。



新型コロナウイルスの感染が確認された場合、まず、医療機関から管轄の保健所に発生届が提出されます。保健所が陽性者本人に確認しながら、濃厚接触者の特定を行います。また、陽性者が確認された場合につきましては、県が公表する前に保健所から居住地の自治体に連絡がございます。内容につきましては県の公表内容と同じ内容でございます。なお、濃厚接触者につきましては、県から町に対して情報提供はございません。

また、感染ルートにつきましては、保健所が調査を行い、確認できた範囲で、福岡県新型コロナウイルス感染症ポータルサイトで公表しております。

○議長（宮崎昌宗君） 宮本議員。

○6番（宮本理一郎君） こういう感染症、あるいは病気に関しては、医療機関、あるいは保健所等が専門職ですから、逆に言えば、役場等はどちらかといえばあまり関知してないという立場でございましょうが、濃厚接触者があつた場合は保健所の完全な管理、監督の下に置かれている、役場は全く関知しなくてもよろしいという意味でございいますか。

○議長（宮崎昌宗君） 子ども未来課長。

○子ども未来課長（園田秀秋君） 濃厚接触者につきましては、県のほうが公表する内容が限定されておまして、町のほうでは県が公表する以上の内容については把握してないといった状況でございます。

○議長（宮崎昌宗君） 宮本議員。

○6番（宮本理一郎君） この件は非常にプライバシーの侵害に当たる部分が多くて、非常にデリケートな問題ですから、あんまり突き詰めて調べるということもできないでしょうから、現状を上手にコントロールしながら管理していただきたいというふうに感じます。

次に、この1年間、町主催の会議とか式典とかイベント等が、感染予防のために、延期とか、規模の縮小、簡素化、中止等の措置が取られてきたわけでございますが、緊急事態宣言が解除されましたことで、どういうふうに変化するか。今後とも、このような措置を継続して取らざるを得ない状況にあるのか。今後の見通しをお聞かせください。

○議長（宮崎昌宗君） 子ども未来課長。

○子ども未来課長（園田秀秋君） 判断基準につきましては、まず、国、県から示されま

す催物の開催制限、施設の使用制限等の通知やガイドラインに基づき判断しているところでございます。ただ、地域により感染状況が異なりますので、近隣市町の動向等、情報収集を行い、イベント等の中止や延期、また、施設の使用制限内容について、町対策会議で協議を行い、総合的に判断しているところでございます。

また、町内各地区の行事や会合、それから共同作業の実施について、町から中止や延期等の要請は行っておりません。各自治会の判断にもよりますが、実施する場合は感染対策を十分行った上で実施していただくようお願いしているところでございます。

今後の見通しにつきましては、この基準を継続していくようになるかと思っております。  
以上です。

○議長（宮崎昌宗君） 宮本議員。

○6番（宮本理一郎君） 県のガイドラインが出ているのは分かりますが、この県のガイドラインに応じて町のガイドラインというものをつくっているのか、あるいは、こういう事態において、町の3役が合議してそういう方策を決めるのか。副町長、どうですか。

○議長（宮崎昌宗君） 副町長。

○副町長（岡崎 浩君） 先ほどの件は、国、県のガイドラインに準じた形で、町のほうのガイドラインを担当課のほうで作成いたしておりますので、それに沿って実施をしております。

○議長（宮崎昌宗君） 宮本議員。

○6番（宮本理一郎君） それはそうあってしかるべきだというふうに思います。

次に、町全体のそういったガイドラインについて、町内にいろんな地区があるわけですね。唐原地区、友枝地区、南吉、西吉等々ございますが、この地区での活動、いろんな会議、会合、作業、イベントとかがある場合の実施に関する可否についての判断は、その地区の、例えば区長さんに任しているのか、実施責任者に任しているのか、一応、町がそういった介入をして指導しているのか、その辺はどうですか。

○議長（宮崎昌宗君） 子ども未来課長。

○子ども未来課長（園田秀秋君） 各地区におきます行事や会合等につきましては、町からは、特に中止や延期等は要請しておりません。各自治会の判断にお任せしているところですが、実施する場合は感染対策を十分取って行っていただくように要請しているところでございます。

○議長（宮崎昌宗君） 宮本議員。

○6番（宮本理一郎君） 今、私どもでも神社のお祭りとかいろんな行事がありますけども、やっぱり、どこの地区が中止したからうちも中止しようというような横並びの考え方で、今判断しているようでございますが、やめる判断は簡単なんだけど、さあ、今度は今までやめたのを始めましょうかというときの判断が非常に難しいんだというふうに、うちの区長は私に申しておりました。

そういうことから、ある程度、町内の状況の判断で、今ならもう始めてよかろうというようなことがありましたら、各地区への町からのそういった御示唆、指導等をお願いできますか。

○議長（宮崎昌宗君） 子ども未来課長。

○子ども未来課長（園田秀秋君） 町からそういった指導といいますか、それは各地区で判断していかないといけないと思うんですけど、国県等のからの指示も仰ぎながら、その辺は判断してまいりたいというふうに考えております。

○議長（宮崎昌宗君） 宮本議員。

○6番（宮本理一郎君） 恐らく、区長会なんかもあろうかと思えますから、そういったところで、適切なアドバイス、御指導をぜひともお願いしたいと思うわけでございます。

次に、このコロナ感染症という問題は、先ほども申しましたが、プライバシーに抵触する、侵害する、非常にデリケートな部分がございます。その点で、非常に不透明な、分かりづらいところがございますが、その一つが、全国で自宅待機者、療養者の死亡例が多く報告されております。病院にも行けず、医者にも行けず、医者に診てもらえず死亡していたという例を見ますと、本町においても、自宅療養者、自宅待機を余儀なくされている方等はいるのでしょうか。

また、現状、全ての住民は、その危険、危機を感じた際には、保健所、かかりつけ医院でも受け入れてもらえるのかどうか、その辺はいかがでございましょうか。

○議長（宮崎昌宗君） 子ども未来課長。

○子ども未来課長（園田秀秋君） 御質問の、本町において自宅療養、待機を余儀なくされている方の把握はということで御答弁いたします。

新型コロナウイルスの感染者に関する情報につきましては、先ほどから申し上げておりますように県から公表される情報のみとなっており、町として把握はしておりま

せん。ただし、感染者の状況により支援が必要と県が判断した場合などは、本人の了承を得た上で、居住地の自治体に情報提供を行っていることを確認しております。

感染者の中には、コロナに感染しているということを知られたくない方もいらっしゃるから、情報の取扱いに関しましては細心の注意を払わなければならないと考えております。

なお、福岡県の場合につきましては、陽性者が確認された場合、保健所から町のほうに連絡が入りますが、大分県の医療機関で感染が確認された場合には、大分県のほうからはそのような連絡は入りませんので、感染が確認されたとしても把握できないのが現状でございます。

○議長（宮崎昌宗君） 宮本議員。

○6番（宮本理一郎君）非常に、その辺で考える余地がまだあるかと思うんですが、本町在住の方が公表された場合、治療や入院等については保健所や病院が専決事項として専門的に指示、判断することと思いますが、例えば、独り親家庭や貧困家庭に対する生活のバックアップとか支援策、そういった点は、町はどういうふうに関知したらいいんでしょうか。

副町長。

○議長（宮崎昌宗君） 副町長。

○副町長（岡崎 浩君）今おっしゃった独り親家庭とか、そういった部分については、県、それから社会福祉協議会、それと、生活困窮者自立支援制度等エリアで相談窓口等を設けておりますので、そういったところで対応していくようにいたしておるところで、町単独でというのはなかなか厳しいかなというふうに思います。

○議長（宮崎昌宗君） 宮本議員。

○6番（宮本理一郎君）子ども未来課長、本町では関知はできないけども、そういった方がいるかもしれないということもあるわけですね、現状。どうですか。

○議長（宮崎昌宗君） 子ども未来課長。

○子ども未来課長（園田秀秋君）自宅待機とかされている方ですよ。

今のところ、コロナウイルスに感染したという情報が町に入ってきておりませんが、大分県のほうで確認された場合は情報として入ってこないのので分かりませんが、福岡県のほうからは連絡が入っておりませんので、そういった方についてはいらないと認識しております。

○議長（宮崎昌宗君） 宮本議員。

○6番（宮本理一郎君） 大変、その点では安心いたしました。

次に、私が昨年の12月議会で質問申し上げましたが、住民のPCR検査の実施はしないかというように問いかけましたけども、今回、執行部のほうですばらしい政策を出されました。PCR検査の助成制度、ウイルス対策用の高機能マスクを医療関係者に配付する、医療従事者、介護者関係に一時避難場所を提供すると。

非常に私はすばらしい政策だというふうに思うわけですが、例えば、ワクチン接種にはまだ時間がかかりそうなのでございますが、時期的に、本町住民への接種はいつ頃になる見通しなのか、あるいは既往症やアレルギー反応の持病を持っている方々は接種拒否ができるのかどうか、そういう問題はいかがでございませうか。

○議長（宮崎昌宗君） 宮本議員、ワクチンの接種に関しては通告外です。また、三田議員が次の質問で通告しておりますので、質問を却下します。

○議長（宮崎昌宗君） 宮本議員。

○6番（宮本理一郎君） じゃあ、質問がダブるということで省略いたしましょう。

町内には公的施設——小学校、中学校、幼稚園や、民間施設——会社、工場等が設置されておるわけですが、全国各地で集合施設でのクラスターが多く見受けられた実績がございます。そういったことで、本町行政として、こういう民間企業の御指導、コロナに対する対策等をどういうふうにやっていますかという。立入りとか、そういったことはできないんでございませうか。

○議長（宮崎昌宗君） どなたに答弁を求めていますか。

○6番（宮本理一郎君） 副町長にお願いします。

○議長（宮崎昌宗君） 副町長。

○副町長（岡崎 浩君） まず、学校や福祉施設病院等につきましては、小・中学校は当然、しっかりと町立でございませうので把握をいたしております。また、福祉施設、医療機関については施設ごとの予防対策で、一律の把握を行っているわけではございませうが、国県を經由して、様々な調査・照会をかけている場合がありますので、そういった内容について、一部、担当課のほうで把握をしている状況にございませう。

民間企業につきましては、なかなか、そういう部分、住民の皆さんに広報する部分と同様の広報で行うのが限界でございませう。

以上です。

○議長（宮崎昌宗君） 宮本議員。

○6番（宮本理一郎君） 民間企業に対してはそういうことでございましょう。

じゃあ、学校や老人福祉施設、病院等の感染症予防対策の実施状況についてのチェックとか把握というのは、立場上できるんでございましょうか。

○議長（宮崎昌宗君） 教務課長。

○教務課長（村上英之君） それでは、私のほうから、学校における感染症予防対策の把握ということで答弁させていただきます。

感染症予防対策の把握につきましては、定例並びに臨時の校長会を開催し、文科省作成の学校再開ガイドライン、あと、教育活動再開等に関するQ&A及び衛生管理マニュアルや県からの通知などを踏まえ、県立学校の取組を参考にしつつ、予防対策の徹底を指示するとともに、報告も学校のほうから受けております。

また、学校訪問時等におきまして、その取組状況の把握にも努めております。

○議長（宮崎昌宗君） 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（垂水英治君） 議員御質問の福祉施設、病院等の感染症予防対策の把握はということで御答弁させていただきます。

先ほどの副町長の答弁とちょっと重複する部分があるかとは思いますが、現時点では一律の把握はしておりません。ただ、国や県から様々なコロナウイルスに係る調査照会がございます。そうした点で、町を経由した場合は一定の部分で把握させていただいている状況でございます。

施設では、部分的なサービスの停止、制限、細やかな業務にて、国の指針によりまして危機感を持って日夜取り組まれているものと認識しております。なお、今年の9月の補正予算にて御可決いただいた予防対策経費への補助金制度、町独自の制度でございますが、ほぼ全施設が申請され、補助金交付を終えております。今、実績報告を出していただいている最中でございます。事業所ごとの感染予防は、しっかりこれに生かされたものと認識しております。

以上です。

○議長（宮崎昌宗君） 宮本議員。

○6番（宮本理一郎君） じゃあ、課長、ちょっと関連いたしましてね、コロナの関係で職を失ったり、解雇されたり、勤務時間の短縮、切捨て等で、生活苦に陥っている家庭、特に独り親家庭からの相談事等は発生していないかどうか、社会的孤立者、困窮

家庭、そういった対象者はいないのかどうか、その辺の把握、チェックはできていますか。

○議長（宮崎昌宗君）長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（垂水英治君）御質問について御答弁させていただきます。

コロナ禍により生活が困窮している世帯、個人の世帯であるとか法人企業、支援策は全国的に様々ございます。厚生労働省が生活を支えるための支援ということで各種制度を紹介し、申請窓口や相談先も多岐にわたりお示ししておるところでございます。

その中では、町の福祉施策に関連する部分といたしまして、生活保護制度、生活福祉資金制度のコロナに係る特例がございます。また、生活困窮者自立支援制度というのを県が行っております。

まず、生活保護制度についての申請状況でございます。町の窓口でございます。

県に進達する申請件数は、令和3年の1月末時点で、コロナが発生してからでございますが、全体で17件、うち決定したものが9件でございます。そして、コロナ以前の年度と比べますと倍増しておる状況でございます。ただ、この窓口で受けた情報の中では、コロナによる解雇、時短等と確認できるものはございませんでした。

次に、町の社会福祉協議会が実施しております生活福祉資金の特例である、この特例というのはコロナによって国が示したものでございます、緊急小口資金や総合支援資金の状況を申し上げます。

本町社協の相談件数は、2月の中旬時点での御報告になりますが、138件っております。それから、借入れ申請件数は55件でございます。

内容的に、緊急小口が15件、総合支援が25件、その総合支援の貸付けに期間を延長してくださいというものが14件、そして増額をしてくださいという制度がございますので、それが1件、延べで55件でございます。同様の方からの申請の実質の数で言いますと40件ということになっております。

最後に、県の生活困窮者の自立支援制度でございますが、本町のエリア担当は行橋に事務所がございまして、豊前市、行橋市を除く町については、その事務所で生活困窮者への自立支援を行っているところでございます。

自立支援と申しますと、就労である就労支援、家計改善支援、住居の確保支援、一時生活への支援、四つの支援がございます。そして、市を除く京築管内での令和3年1月末時点でのそうした相談件数は402件ありまして、うち、上毛町に係る面談に

よる相談は20件で、支援につながったものという情報を得ております。

管内では最も上毛町が少ないところで、15件ございます。先ほどの20件との差は、一応電話相談だけだったということでございます。このうち、コロナによる失業や減収に係る申出が14件ございました。

そうしたところで、情報を得ている部分での把握ということで、御報告させていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（宮崎昌宗君） 宮本議員。

○6番（宮本理一郎君） いずれにいたしましても、平常時に比べて、コロナが発生以来、そういった案件が増えているという実情は十分分かりました。

いずれにいたしましても、住民全員がワクチン接種を完了するまでは、自助、共助、そして公助をもって万全の注意をしつつ、でき得る限りの対策を講じて地域と地域住民を守っていかねばならないと私は考えます。

今の討論を聞いて、町長、御所見をお願いします。

○議長（宮崎昌宗君） 町長。

○町長（坪根秀介君） 早急に、生活困窮者であるとか、その詳しい実情というのを認識してまいりたいというふうに思っておりますし、それぞれがケース・バイ・ケースなんだらうと思いますけども、いつまで続くかわからない状況ですから、その都度、対策も考えていきたいというふうに思います。

○議長（宮崎昌宗君） 宮本議員。

○6番（宮本理一郎君） それでは、続いて次の質問にまいります。

○議長（宮崎昌宗君） 宮本議員。パルスオキシメーターの質問はよろしかったですか。その質問を通告されていますけど。

○6番（宮本理一郎君） ああ、これを飛ばしましたかね。

高齢者あるいは自宅療養に、自分の健康状態を把握するパルスオキシメーター、血中酸素濃度計測器の町からの貸与とか、庁舎内に常設をしようと、簡単に自分で計測できるようなサービスは考えてないかということはどうでしょうか。

○議長（宮崎昌宗君） 子ども未来課長。

○子ども未来課長（園田秀秋君） 御質問のPCR検査の実施や自宅療養者、高齢者にパルスオキシメーター等の貸出しを行う考えはについて御答弁いたします。



パルスオキシメーターの貸出しにつきましては、令和3年2月1日より、自宅療養する新型コロナウイルスの陽性者全員に対しまして、県が貸出しを行っております。

県では、基本的に全ての陽性者に対しまして、症状に応じて入院か宿泊療養をすることを求めた上で、家庭の事情等により自宅療養をせざるを得ない場合、自宅でパルスオキシメーターを使い血中酸素飽和度を測ってもらい、保健所が毎日電話で健康確認を行うとともに、数値が低下したときはすぐ保健所に連絡してもらうことにより、急な容態の変化に対応することになっております。

町といたしましては、感染者の情報が限られておりますことから、県での対応を期待しているところでございます。

○議長（宮崎昌宗君） 宮本議員。

○6番（宮本理一郎君） ということは、一般の来庁者が気軽に玄関に来て測るというような措置は考えてないということですね。

○議長（宮崎昌宗君） 子ども未来課長。

○子ども未来課長（園田秀秋君） 今のところ、それは考えておりません。

○議長（宮崎昌宗君） 宮本議員。

○6番（宮本理一郎君） それでは、2番目に行きます。

大池公園の利用者に関する対策についてでございますが、皆さん御承知のとおり、大池公園の整備が進むとともに、公園の利用者、あるいは駐車台数、また、公園前の道路の交通量の増加が非常に顕著になっているのが実情でございます。

そこで、この実情を行政としては認識しているかどうか、その辺から、まずお伺いします。

○議長（宮崎昌宗君） 開発交流推進課長。

○開発交流推進課長（熊谷豊司君） 議員御指摘のとおり、大池公園の整備が年々進み、今年度で周回園路が完成するというところで、利用者が年々増加しているということは承知しております。

○議長（宮崎昌宗君） 宮本議員。

○6番（宮本理一郎君） 公園利用者は、朝な夕な問わず、老若男女が、子供、幼児、学校の運動部、また、ペットの散歩、私みたいな老人のリハビリ、あるいは釣り客等々で非常に最近は多くなりました。このような公園利用者の増加に伴い、事故や事件等の発生に備えた対策や措置を私は早急に行うべきだと思いますが、そういう考えはご

ございますか。

○議長（宮崎昌宗君） 開発交流推進課長。

○開発交流推進課長（熊谷豊司君） 議員御質問について御答弁申し上げます。

大池公園につきましては、本年度で周回園路、先ほど申し上げましたが、完成し、年々利用客は増加しているということでございます。

また、公園の利用用途につきましては、議員御指摘のとおり、散歩、散策、ペットの散歩、子供の遊び、イベントなど様々でございます。そうした中、事故の防止ということ言えば、本年度、周回園路の工事が完成し、それに伴い外灯、防護さくが設置され、利用者が安全で快適に利用することもできる公園になってきたと考えております。

また、たくみの杜に設置しております遊具については、子供たちが安全に利用できるよう、毎年、法定点検を実施しており、事故の未然防止に努めているところでございます。

事件等防犯面につきましては、整備前の木がうっそうと生い茂っていた頃からは、木の伐採により、また、外灯の整備により視認性が高くなり、かなり改善されていると認識しております。さらに、利用者の増加が犯罪の抑止力にもつながっていると考えているところでございます。

いずれにいたしましても、今後の事故、事件等の未然防止につきましては、大池公園の指定管理者と改善できるところ、すべきところ、現状を認識しながら、協議、確認、検討していきたいと考えております。

○議長（宮崎昌宗君） 宮本議員。

○6番（宮本理一郎君） かなり、間伐、伐採をして見通しがよくなりました。しかし、私が、実際に利用している公園利用者から承った生の声でございますが、若い女性がペットを連れて散歩をしている最中、夕方でしたから、暗がりですら男3人から囲まれて不祥事に至る寸前、その方が通りかかって何とか事故にならずに問い詰めた。私が議員をしているということを知っている方でしたから、直接、生の声を聞いたわけですが、今後、事故・事件を予防する意味合いからも、公園内の適正箇所に防犯カメラの設置が必要不可欠じゃないかというふうに考えますが、いかがですか。

○議長（宮崎昌宗君） 開発交流推進課長。

○開発交流推進課長（熊谷豊司君） 今、議員のおっしゃられた、そういった事故が未然

に防げたということで安心しているところでございますが、そういった危険性が今後出てくると。犯罪に関しては、どこで、いつ起こるかということは、なかなか予知することが難しいんですが、そういうことをなくすよう未然に対策を取るということは十分認識しております。

ただ、本当に、設置するに当たりまして、どこに設置すればいいのか、また、近隣の公園で設置しているところ等を参考にしながら今後検討していきたいと思いますが、今現在のところは、トイレ等の部分ができ、また、さらにその利用者、そして公園の利用者等を把握しながら検討していきたいということで、早急につけるということでは考えております。

○議長（宮崎昌宗君） 宮本議員。

○6番（宮本理一郎君） 私自身がほぼ毎日公園を利用しているところからの所見でございますが、非常に美しく、きれいになりました。その一方で、見方を変えれば、危険、リスクがいっぱい存在するという光景も目にしています。例えば、幼児、子供たちが遊具を楽しく使っているんですが、その管理、保守点検等はやっているかどうか。若い女性一人でのペットと散歩をしている風景、池の水際まで下りて釣りをやっている方、あるいは老人の方々が杖をつきつき、必死でリハビリ、坂道を登っている、歩行訓練をしている。こういう光景を見ますと、公園のきれいさ、美しさとともに、いろんなリスクがそこに介在しているなというふうに考えます。

そういうことから、防犯カメラに限らず、必要な予防対策を具体的に今後講じる必要があるというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（宮崎昌宗君） 開発交流推進課長。

○開発交流推進課長（熊谷豊司君） まず、遊具点検ということでございますが、先ほどもちよっと触れましたが、毎年、法定点検をしております、安全に利用していただくよう努めているところでございます。

また、利用に際しまして、不便を感じると、また危険性を感じるということが、造ったばかりの公園でございますので、あることも認識しております。それにつきましては、職員で2日に1回見回りをしておりまして、そういったところも踏まえて、気づいたところは早急に、できるところはしていきたいということで考えております。

○議長（宮崎昌宗君） 宮本議員。

○6番（宮本理一郎君） そういった意味で、大池公園の現状の利用客や駐車台数等は、

行政のほうで把握しておりますか。

○議長（宮崎昌宗君） 開発交流推進課長。

○開発交流推進課長（熊谷豊司君） 御質問について御答弁申し上げます。

駐車場につきましては、周りの東側駐車場、アスレチック広場駐車場、ログハウスの駐車場等々を合わせて124台ということでございます。

そして、利用者ということでございますが、利用者につきましては調査等を実施しておりませんので、また、園路が今工事中ということで、一部利用できない状況下での推計値ということになります。職員が、先ほども言ったように2日に1回ほど行っていますので、その行ったときに確認した駐車場にとまっている台数、そして公園内の利用者数から推計し、また、ログハウス宿泊者、イベント等の参加者等の数値を併せて考えますと、1日当たり100人強程度ではないかということ考えております。また、週末など多いときで200人程度というふうに認識しているところでございます。

○議長（宮崎昌宗君） 宮本議員。

○6番（宮本理一郎君） 私もそのように把握しております。

そのように、人が集まったり出入りすれば、おのずから、いわゆるごみが発生するというふうに考えるべきであります。

本町は、私は、分別収集を実施していること、また、自己責任論で自分のごみは自分で持ち帰ってくださいという考え方を取っていると理解しておりますが、全ての利用客がそうであれば問題は起きないし、ごみが生じないわけですけれども、利用客が次第に増えてきている現状において、ごみ箱の設置等々、ごみのポイ捨てや犬のふんの放置等に関して、適切な具体策はお考えでございますか。

○議長（宮崎昌宗君） 開発交流推進課長。

○開発交流推進課長（熊谷豊司君） 議員御質問のごみのポイ捨て、そしてまた犬のふんの放置等々に関する御質問についてお答えいたします。

ごみのポイ捨てや犬のふんの放置については、公園内の注意事項に関する看板を10か所、親水テラス内注意事項の看板を3か所設置し、公園利用者に注意喚起を促しているところでございます。大半の利用者はマナーに沿って利用していただいておりますが、議員御指摘のとおり一部の利用者についてはマナー違反が見受けられると認識しております。

公園管理につきましては指定管理者にお願いしているところでございますが、職員についても、先ほど来言っていますが、週に3回程度ごみを持ち帰るなど、見回りにより公園美化に努めているところでございます。

ごみ問題につきましては、一部のマナー違反をする利用者とのいたちごっこの側面もございますが、根気強く、ごみは自分で持ち帰るという注意喚起を徹底し、引き続き、指定管理者、職員によるごみ等の清掃を行い、公園をきれいに保つことでごみのポイ捨てができてにくい環境をつくとともに、利用者みんなの公園という意識の醸成を図り、公園美化に努めていきたいということで、現状考えております。

○議長（宮崎昌宗君） 宮本議員、残り5分です。

○6番（宮本理一郎君） 私はいつも思うんですけども、ごみのポイ捨て、犬のふん、あるいはローラースケートなんかを使うなというPOPは、非常にたくさん目にします。そして、先日も職員が二人でごみ拾いをやっておりました。ということで、執行部としては気にはかけている現状だと思います。

それはそれとして、それも限度があると思うんです。多くのお客さんが来て、多くのごみが来れば、職員二人がいつも張りついておるわけにはいかないでしょう。そういう意味で、ごみ箱というものは、ある程度、設置する必要があるんじゃないか。

平仮名のごみ、片仮名のゴミ、落ちています。はっきり言うと、生活雑品ですよ。これを、漢字のごみに変えればいいんですよ。漢字のごみというのは美を守る、それがごみ箱ですよ。だから、それを体裁よく、風景になじむようなごみ箱を何か所か設置するのが、ごみ箱で美観を守るのがごみ箱、大池公園の美観を、そういったものを、用具を含めて美観を守るような政策を執行部としては考えていただきたいと思います。

ごみとともに、犬のふんの未処理、あるいは利用する方々のマナーも問題ですけども、じゃあ、そのまま放置していいのかというような問題もありますから、今後は、十分、公園に投じたお金にふさわしいような維持、また、あそこは原爆に関しての記念公園ということにもなっておりますから、今後、町外から随分来られると思いますから、十分、美観を維持するような管理をいただきたいというふうに思います。

大池公園を本町を代表するようなすばらしい公園に育てていこうという考えで、みんな同じだと思いますから、その辺をよろしくお願ひしたいと思います。

最後に町長の所見をお願いして終わります。

○議長（宮崎昌宗君） 町長。

○町長（坪根秀介君） ごみの問題につきましては、本当に宮本議員がおっしゃるとおりだというふうに思いますし、近隣を見ましても、公園にごみ箱というのはほとんどなくしている状況、コンビニとかも、家庭のごみとか、甚だしいところは動物の死骸とかも捨てられるというような苦情もあります。何がいいのか分かりませんが、やはりモラルの醸成というか、そういったことをやっぱりしっかりせないかんですけれども、私も、大池公園だけじゃなくて牛頭天王もそうですが、たまにごみ拾いをするんですけども、袋ごと捨てているわけで、上毛町の大的ごみ袋を三つぐらい持って行って、それがいっぱいになるぐらい牛頭天王にも捨てられているわけですね。

そういったことは、ないから捨てるのか、あればもっと捨てるのかということもありますし、これは永遠の課題なのかもしれませんけれども、我々もそういったことをやりながら、ボランティアでごみ袋を持って捨ててくださっている人もいますし、じゃあ、その人たちにそのごみを家に持って帰れというようなこともいかなものかと思えますので、実証実験として、そういったことも考えて、ごみ箱にしても見えないような形でどこかに置くとか、そこに鍵をかけて、鍵はデジタルにして暗証番号を教えるとか、何かそういう形で手を打てればと思いますので、担当課を通じてしっかり協議してまいりたいと思います。

○議長（宮崎昌宗君） 宮本議員の質問が終わりました。

ここで暫時休憩いたします。再開は11時15分です。

休憩 午前11時01分

再開 午前11時15分

○議長（宮崎昌宗君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

2番、三田議員、御登壇ください。

○8番（三田敏和君） 議員の皆さん、こんにちは。そして、傍聴席の皆様、よろしくお願ひいたします。

今定例会の一般質問、12月と同様に、2番、三田敏和が一般質問いたします。最後までよろしくお願ひいたします。

政府は先月26日、新型コロナウイルス対策として10都府県に発令していた緊急事態宣言のうち、大阪、京都、兵庫、愛知、岐阜及び我が福岡の6府県を2月末で解除いたしました。福岡県も時短要請の緩和、酒類の提供時間を緩和いたしました。感染の拡大の懸念が残る中、感染リバウンドにつながらないように、この3月は正念場

であると認識しています。引き続き、新しい生活様式に努めたいと思っております。

また、2月から始まった新型コロナウイルスワクチン接種、我々町民にも4月以降順次接種の予定と聞いております。期待どおりの効果が現れることを期待しております。

今回は、農業政策として圃場整備に関すること、次に、昨年12月の一般質問でもありました資源の分別化について、そして最後に新型コロナウイルスワクチンの接種の対応についてお伺いをいたします。

詳細は自席で行いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（宮崎昌宗君）三田議員。

○8番（三田敏和君）圃場整備の現状と課題についてでございます。

圃場整備は効率的な農業を営むためには必要な施策です。旧村時代から進めてきておりますが、その現状と課題及び対策についてお伺いをいたします。

現状、上毛町における圃場整備の箇所数、何か所あるのか。圃場整備ごとの面積、経過年数はどれくらいなのか。トータルで何か所、面積の合計、経過年数の最長はどのくらいか、お答えください。

○議長（宮崎昌宗君）産業振興課長。

○産業振興課長（円入忠義君）圃場整備の箇所数でございます。

事業単位で28か所、整備済みの面積といたしましては、合計で763ヘクタール、整備率ですが、要圃場整備面積が781ヘクタールに対しまして、97.7%となっております。経過年数としては、古いものでは昭和48年に終了しておりまして、47年か48年の経過ということでございます。

○議長（宮崎昌宗君）三田議員。

○8番（三田敏和君）そういう中で、効率化、省力化を目指すためにも大きな圃場が必要になるというふうに思っております。

農水省の基盤整備の状況を見ますと、3反以上程度の区画が整備された面積が157万ヘクタール、田の全体の64%と着実に増えていると。そのうち23万ヘクタールが1ヘクタール以上の圃場だというふうになっております。上毛町の実態はどのようでしょうか。

○議長（宮崎昌宗君）産業振興課長。

○産業振興課長（円入忠義君）圃場整備で実施した分につきましては、基本的には、大

体、3反まちというのが基本となっています。県営圃場整備事業の担い手育成型ということで整備した分につきましては、大区画の整備ということでございまして、それにつきましては5地区ございまして、東下、唐原、宇野、西吉富西部、垂水で、総面積としましては443.3ヘクタール、そのうち1ヘクタール以上の農地が56.8ヘクタールです。

町全体の耕地面積が今現在では1,000ヘクタールということでございますので、パーセンテージとしては5.7%となっています。

○議長（宮崎昌宗君）三田議員。

○8番（三田敏和君）全体として9%という中で、1ヘクタール以上が5.7%ということで、そこそこあるのかなというふうに思っております。

そういう中で、課題として田んぼの乾きが悪いとか何とかというのがよくよくずっと、整備完了後、言われておりますが、2016年の8月に、土地改良区長期計画というのが、平成28年から今年まで、令和2年度まで出されておりました。5年間ですね。

そういう中で、次世代に担う若者等の後継者参入が進むように、魅力ある農業にするために農業所得の増大が必要だという観点に立って、今後の土地改良について、成長産業として一層後押しをしていくというふうになっておりました。

そういう中で、上毛町はどのように対応してきたかお伺いします。

○議長（宮崎昌宗君）産業振興課長。

○産業振興課長（円入忠義君）先ほど圃場整備率をお答えしましたが、上毛町は圃場整備率は97.7%と高率であり、今のところ新たな圃場整備というのは考えておりません。

課題ということになりますと、経過年数がかなり古いものがあるということで、用排水路等の構造物の老朽化とか、あとは農地の大区画化とかいう再編というのが必要ではなかろうかと思っております。

いずれも受益者負担というのが必要であり、負担金も課題であるというふうには考えております。

○議長（宮崎昌宗君）三田議員。

○8番（三田敏和君）そういう意味では、圃場整備が進んだということで、特段、新規参入者とか、そういう方に魅力あるものというような特記できるものはないわけです。



かね。

○議長（宮崎昌宗君）産業振興課長。

○産業振興課長（円入忠義君）圃場整備が進んでいるということで、作業効率としてはかなり魅力的な部分があるかと思えますし、そういった分で、新規の担い手というよりも、生産組織としての集落営農組織とかの育成というふうな形では進んできているというふうに認識しています。

○議長（宮崎昌宗君）三田議員。

○8番（三田敏和君）そういう面では、進んでいったことが効率化につながっているというふうに理解をしておきたいと思えます。

そういう中で、産地収益力の向上として、野菜等の高収益型作物を中心とした営農体系へ変換をしていくということが挙げられておりました。先ほど湿田があるというような中で、暗渠排水といったような、そういう変換をする中で、そういうような課題は上がっておりましたか。そういう中で検討されたことがありますか。

○議長（宮崎昌宗君）産業振興課長。

○産業振興課長（円入忠義君）圃場整備、計画の段階からでも暗渠排水の必要なところというのは計画されておりますし、工事も実施しております。実施後に補完工事とかでの対応ということもしてきておりますが、それでもまだ排水不良というところはあるということは認識しております。

面積の集計等は具体的にはできてないんですが、今後、聞き取り等で対応していきたいとは思っています。ただ、東下とか、大規模で、後でもう一回暗渠排水の対策工事をしたとかというところもございます。

○議長（宮崎昌宗君）三田議員。

○8番（三田敏和君）水稻をつくる中で、そういうことは確実に行われていると思いますが、私が先ほど聞いたのは、野菜等に転換をしていくと、乾かないとどうしても駄目なんですね。そういう中で、そういう対応、対策があったかと聞いたんですけど、いかがですか。

○議長（宮崎昌宗君）産業振興課長。

○産業振興課長（円入忠義君）圃場整備の分で、経営の担い手の分では、高規格化という形で、そういったところでの野菜を作ったりとかできるところ、田んぼでも汎用性のある田んぼということで、排水対策をされているところはあります。

○議長（宮崎昌宗君） 三田議員。

○8番（三田敏和君） そういう中で、先ほど、97.7%進んでおるけども、1ヘクタール以上というようなことでは全体規模に届いてないという中で、経営規模から新たな圃場整備の在り方を検討すべきではないかなというふうに思うわけですが、それも、新規就農者を増やすために、魅力ある農業にするために生産基盤の強化が必要だというふうに思います。新たな圃場整備も必要ではないかと考えますが、その点はどうかというふうにお考えでしょうか。

○議長（宮崎昌宗君） 産業振興課長。

○産業振興課長（円入忠義君） 大区画化といいますか、先ほどもありました1ヘクタール以上への圃場という形での再編という形では必要かというふうに考えております。

○議長（宮崎昌宗君） 三田議員。

○8番（三田敏和君） ぜひ、地権者というか生産者も、費用的な出費があるわけですが、やっぱり効率的なという中では考えるべきではないかなというふうに思います。

そういう中で、先ほどあった、何か所だったかな、28か所の中で荒廃した圃場があるというふうに聞いております。私も1か所確認をしておりますが、そういう荒廃した箇所は、何か所、面積としてどのくらいあるのかお答えください。

○議長（宮崎昌宗君） 産業振興課長。

○産業振興課長（円入忠義君） 恐らく、尻高上の圃場整備地区の一部、一番上のほうになるんですけど、8筆で5,479平米の箇所についてなんですけど、表土が少なく、石、礫とありますが、が多くて、耕作に支障があり、借手もない状況で耕作放棄地となっております。ご了承ください。

農地であるので適正な管理というのが必要なんですけど、耕作条件が著しく悪いという場合などには、果樹などへの転換ということの検討の必要もあろうかというふうに考えております。

○議長（宮崎昌宗君） 三田議員。

○8番（三田敏和君） 先ほど表土が少ないというような答弁がありましたが、聞くところによると、従前の表土と同じ高さの表土になるというようなことを言われましたけど、せっかくお金をかけて圃場整備して、前の表土と同じ、耕作がしづらいというのは本当にいかなもんかなというふうに思うんですが。そういう中で、つくり方そのものもいろいろあったんだと思いますが、今の現状を見ると、尻高上のほうですね、

大きなカヤの株ができて、一時的にそれを再生しようとしたけどもできなかったというような状態があるわけですね。それをどのように……。果樹というような話をされましたが、それで進めるんですか。

○議長（宮崎昌宗君） 産業振興課長。

○産業振興課長（円入忠義君） ここにつきましては、平成25年の1月から29年の12月まで、当時、利用権の設定が使用貸借ということで、羊の放牧を予定されているという方がおられました。ですが、結果的にはちょっと断念されたというふうな事実があるんですが、それから耕作放棄地対策ということで一度は草刈り等を実施しております。

それから、県の農林事務所のほうにも問い合わせといいますか、確認したんですが、一番上ですので、山林に転用とかいう可能性はないかということで問い合わせをしてみたんですが、圃場整備をしているところということで、なかなか、やっぱり転用というのは難しいという回答をいただきました。

それで、あとは果樹ぐらいしかないんじゃないかなろうかという形で考えていますが、何分、やっぱり所有者やこれから借りるとかいう方の意向ということが必要になってくると思いますので、あとは私としては果樹ぐらいしかないんじゃないかなとは思っているんですが、耕作者の意向次第ということになるかと思っています。

○議長（宮崎昌宗君） 三田議員。

○8番（三田敏和君） 苦しい答弁をしていただきましたけども、このまま行けばずっとそれが続くんじゃないかなというふうに思いますので、十分そこは検討していただいて、もちろん地権者と十分話し合いをしていかなきゃいけないと思うんですが、地権者の親戚筋に当たる方から聞くと、元に戻してほしいみたいな話をされておりましたので、そんなことはできないなというふうに思いつつも、十分その辺は対策をお願いいたします。

その付近が中山間地域に指定されていると思うんですが、そこは入ってないんですかね。

○議長（宮崎昌宗君） 産業振興課長。

○産業振興課長（円入忠義君） 中山間地域の直接支払いのということでよろしいですか。

○8番（三田敏和君） はい、そうです。

○産業振興課長（円入忠義君） 尻高のこの地区というのは今年度から新しく入ったんで

すが、ここについては地区には入っておりません。

○議長（宮崎昌宗君） 三田議員。

○8番（三田敏和君）ますます除外されて元に戻りにくい実態があるのかなというふう  
に思います。

そういう中で、先ほど97.7%かな、圃場整備率というふうに言われましたが、圃  
場整備は時代に即して欠かせないことですが、未整備のところはまだどのくらい残っ  
ているのか。97というとはんの一握りなんです、それは、俗に言う圃場整備がで  
きそうな地域に対しての数値だと思います。そういうところがあるのかどうか、あと  
はないのか、その辺についてお伺いします。

○議長（宮崎昌宗君） 産業振興課長。

○産業振興課長（円入忠義君） 要圃場整備面積の中で、宇野・垂水地区の18ヘクター  
ルが未整備地区ということで数字としては上がっております。そこについては、平成  
15年に圃場整備の事業説明を開始し、地区推進委員会を立ち上げて平成20年度に  
9ヘクターの事業を完成ということで推進をしておりましたが、地権者全員の同意  
が得られず、平成18年に断念をしたと聞いております。

○議長（宮崎昌宗君） 三田議員。

○8番（三田敏和君） じゃあ、今後、今のような形であれば、圃場整備は、1ヘクター  
以上に再編はしたいけども、地権者の要望とかという中では、今のところ積極的に  
町から推進しようというお考えはないというふうな理解でよろしいですか。

○議長（宮崎昌宗君） 産業振興課長。

○産業振興課長（円入忠義君） その当時、十分、御説明をさせていただいていますので、  
また、気が盛り上がってくれば、その辺の対応はしていきたいというふうにご考慮お  
ります。

○議長（宮崎昌宗君） 三田議員。

○8番（三田敏和君） 地元期待したいなというふうに思います。

そういう意味で、圃場整備は作業の効率化とか省力化に相当寄与していると。一定  
の面積要件を満たすためには、圃場の高低差が出てくるんですね。

特に中山間地域においてはそのことが顕著に現れております。特に、畦畔率が見逃  
せない事実があります。合併当時の畦畔率は、旧大平村で4%、旧新吉富村で5%と  
いう畦畔率でした。合併後に、その畦畔率を見直さんかというような一般質問をいた

しました。

平野、中山間、山間地域の3区分に分け分けたらどうかというふうに提案をいたしました。当時は減反でもらえるお金もあったんで、もらえるお金と出すお金と相殺すればどっちともつかんのやないかなというような答弁もありました。

そういう中で、検討に入るということでしたが、なかなか表立って検討したかどうかというのがはっきり分かりませんでした。その後どのような形になったのか、御答弁ください。

○議長（宮崎昌宗君）産業振興課長。

○産業振興課長（円入忠義君）平成23年度に、大体、大規模な圃場整備の換地処分登記というのが完了いたしました。圃場整備地区内の畦畔率の見直しということで行っており、平成24年度から適用しております。圃場整備地区を大字別に平地、傾斜地、急傾斜地、それから、畦畔幅、畦畔高、形状等によって3地区に分けて平均的な農地を抽出し、航空写真を基に机上での算出をしております。その結果として、平たん地が5%、中間地が10%、山間地を15%として算出をしております。

○議長（宮崎昌宗君）三田議員。

○8番（三田敏和君）それは、一度色塗りを見せていただきたいなというふうに思いますが、後でください。

その変更が、今どのように生かされているのかお答えください。

○議長（宮崎昌宗君）産業振興課長。

○産業振興課長（円入忠義君）平成24年度から適用ということで、転作の関係の部分とかいうのは、その部分で数値が出ております。

○議長（宮崎昌宗君）三田議員。

○8番（三田敏和君）私のところはどの辺に当たるのか分かりませんが、減反の政策の中では率が低いように思いましたので、後で確認をしたいというふうに思います。

そういう中で、地積に比べて耕作面積が著しく狭いところが現実にあります。確定測量したときに、それは地積として測定するわけですが、水田面積、水張面積は測定をされません。その面積に5%、10%、15%を掛けた面積が水張面積になるわけですが、それよりもはるかに少ない面積が実在しております。

そういう中で、受委託でいろいろ作業していただくけれども、永遠的に、その5%で掛けた数字に対して、10%で掛けた数字に対して、非常に差があるわけですから、

永遠的にその辺の数字が効いてくるんですけど、その辺はどのようにお考えですか。

○議長（宮崎昌宗君） 産業振興課長。

○産業振興課長（円入忠義君） そういった分も十分理解はしているつもりです。ですが、一応、経営所得安定対策等の実施要綱が畦畔率を算出する根拠というふうになっているんですけど、それについては平均値という形でも可能という形になっていますので、実測というのが一番、もちろんよろしいんでしょうけど、なかなかそこまでの対応ができないということで、平均値で求めているということで御理解をいただければと思います。

○議長（宮崎昌宗君） 三田議員。

○8番（三田敏和君） その平均値を取るときの圃場のポイントというのが、取り方が曖昧じゃないんですかね。私、非常にそういうふうに思うんですよね。先ほど航空写真で、豊前市の中山間地域に行って確認して、航空写真で全部、1枚1枚追ったと、受委託面積はその面積でやっているというふうに確認をいたしました。

そういう中で、実は今年に入って、私、自分の圃場を測定いたしました。20%ありました。以前に役場の方に一度調べてもらったとき、違う、近隣の方のをですね、30%だから7割しかない。6割9分しかない。そんな圃場があるんですよ、現実。だから、平均でいいとかという状態ではないんですね。もう少し平均の取り方を十分検討すべきではないでしょうか。

○議長（宮崎昌宗君） 産業振興課長。

○産業振興課長（円入忠義君） 転作の関係の分で申しますと、全国の市町村の分を調べているわけじゃないんですが、ほぼほぼ一律のパーセンテージでしています。うちが3段階に分けてしているというのはかなり珍しいことじゃなかろうかなというふうに思っております。

○議長（宮崎昌宗君） 三田議員。

○8番（三田敏和君） それでお茶を濁すのは、ちょっといかがなもんかなというふうに思うんですね。実際に測定をしていただいて、その面積はちゃんと、じゃあ水張面積で生かしていただけるんでしょうか。

○議長（宮崎昌宗君） 産業振興課長。

○産業振興課長（円入忠義君） 実測ということでされるということであれば、その数値は反映させていきたいと思います。

○議長（宮崎昌宗君） 三田議員。

○8番（三田敏和君） それでも、かなりの金額がかかりますので、その辺については、十分協議をまた今後の中でいたしたいというふうに思います。

それでは、資源の分別化について確認をいたします。

12月の一般質問でありましたけども、上毛町、豊前市、吉富町ともに、1市2町で清掃施設組合を運営して、焼却及び資源再資源化に取り組んでおります。

車で二、三十分で移動できる、たかだか人口として4万人足らずの3行政区の、そして、人に行き来が盛んなエリアで、それぞれの市町で対応が違う。こんなことはあり得んのではないかなど。

12月の答弁を聞きましたけれども、納得できませんので再度質問いたします。

まず、一般的に分別というのはどのように御理解していますか。

○議長（宮崎昌宗君） 住民課長。

○住民課長（垂水勇治君） 上毛町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の第3条に、町の責務として廃棄物の減量と適正処理がうたわれておりまして、このことに基づいて、上毛町として、廃棄物を19種類に分けて分別、そして処理を行うこととしております。

○議長（宮崎昌宗君） 三田議員。

○8番（三田敏和君） 私は上毛町のことを聞いているわけじゃありません。一般的に分別とはどういうものですかって聞きましたけども、それはいいです。

上毛町は19種類に分別をしていると。特記してお伺いしますが、出し方の違うのはどういうものがありますか。

○議長（宮崎昌宗君） 住民課長。

○住民課長（垂水勇治君） 豊前市が、缶とペットボトルは同じ袋に入れてもいいということになっておりまして、上毛町と吉富町は、缶とペットボトルは別々の専用袋に入れて出すようになっている、その部分が大きく違っております。

○議長（宮崎昌宗君） 三田議員。

○8番（三田敏和君） じゃあ、清掃施設組合の再資源化の工程がどのようになっているか、お聞かせください。

○議長（宮崎昌宗君） 住民課長。

○住民課長（垂水勇治君） 缶とペットボトルに関しましては、同時に搬入しても処理で

きるようなこととなっております。

○議長（宮崎昌宗君） 三田議員。

○8番（三田敏和君） 同時に搬入してもと言うが、あそこの作業場で缶とペットボトルを混ぜていますね。その辺をきちっと説明してください。

○議長（宮崎昌宗君） 住民課長。

○住民課長（垂水勇治君） 収集車が集めて、缶とペットボトルを収納する箇所がありますので、その箇所に袋ごと入れて、処理するときには缶とペットボトルを一緒にしてベルトコンベヤーに乗せて処理しております。

○議長（宮崎昌宗君） 三田議員。

○8番（三田敏和君） 一緒にしてじゃなくて、混在をさせないとベルトコンベヤーで上がっていくときに上で作業ができないじゃないですか。そこを説明してください。

もういいです。

上で、また缶とペットボトルと分別しているんですね。汚れているとか、汚れてないとか、中に何か入っているとか。そのためには、両側に缶のチーム、ペットボトルのチームとおって、そこで仕分をするから、ベルトコンベヤーでは混在をして流さないで上が遊ぶんですよ。

そういう実態で、私は分別ができたらいいいというふうに思うんですね。わざわざ、ペットボトルと缶を別々に分けて、現場に行ったら一緒に混ぜ込んでやっている。

じゃあ、築上町は、ペットボトルはどういうものか分かっていますか。

○議長（宮崎昌宗君） 住民課長。

○住民課長（垂水勇治君） 築上町、今資料がございませんので承知はしておりません。

○議長（宮崎昌宗君） 三田議員。

○8番（三田敏和君） 築上町はペットボトルは燃えるごみです。だから、処理の方法によって分別の内容が変わるわけですよ。ぜひ、そこを理解してください。

清掃施設組合もきちっと混在して入れていいと言われたのにかかわらず町がしない。どういう経過があるんですかね。

○議長（宮崎昌宗君） 住民課長。

○住民課長（垂水勇治君） リサイクルセンターは平成19年の7月に竣工しております。

当時、吉富、豊前市、上毛町とも、缶とペットボトルは別々の袋に入れてごみを収集していましたが、平成22年か3年の頃に、3市町含めた組合の会議の中で、缶と



ペットボトルの混入の話がありまして、豊前市は缶とペットボトルの専用袋がなかったことでスムーズに移行したということを知っています。

吉富町と上毛町は、それぞれ別々の専用袋を用いて収集していたため、袋の在庫の状況を見て、その後の対応を決めるようにしておりましたが、当時検討した結果、上毛町は、住民への分別が浸透していることや、将来に向け分別意識を高めていくためには、引き続き、缶とペットボトルは別々の専用袋に入れたほうがよいと判断をし、現在に至っております。

○議長（宮崎昌宗君） 三田議員。

○8番（三田敏和君） 缶とペットボトルは、今、月に1回の収集ですね。それが、缶とペットボトルと別々の袋にあって、それが中途半端でもごみは出すわけですよ。袋が無駄になりますよね。そこは理解できませんかね。

私は、現場がそうやって混ぜてやっとならしたら、それに合わせて分別をすべきですよ。なぜ、小さな地域のエリアの中でそういう二つの手法があってですよ、人が行き来しよって、ここはいいな、一緒の袋に入れて。コンビニの袋に入れて出しよんですね。それでもいいわけですよ。うちはわざわざ買ってですよ、中途半端な量も出さんといかん。これは無駄遣いじゃないんですか。

○議長（宮崎昌宗君） 住民課長。

○住民課長（垂水勇治君） 住民の分別の意識の高揚を図るために現在の方法でやっております。

○議長（宮崎昌宗君） 三田議員。

○8番（三田敏和君） 分別意識というのは、処理の方法によって行政が決めた分別意識でいいわけですよ。わざわざ、あとの工程に邪魔になるような余分な作業をせないかんようなことをすることが分別ですか。ちょっとおかしいと思いますけどね。

町長どう思いますか。

○議長（宮崎昌宗君） 町長。

○町長（坪根秀介君） 担当課長が申し上げたとおり、分別意識を高めるというのは世界の常識になっているんじゃないかと思えますし、今後、そういうようなことも含めて、どういう方式になるのかというのは今から決定していきますので、今年度で最終処分場もいっぱいになりますから、その辺の手法もこれから変えていくような話を豊前市長とはしているところです。

○議長（宮崎昌宗君） 三田議員。

○8番（三田敏和君） ぜひ、ちゃんと施設内で効率的な作業ができるように検討していただきたいというふうに思います。

それからもう一つ、ガイドブックの話ですけども、ガイドブックについて、3年に一度の更新ではいかがかなという話をしましたけども、現状、どのようになっていますか。

○議長（宮崎昌宗君） 住民課長。

○住民課長（垂水勇治君） ごみの減量化を推進するために、住民の方に分別意識の向上を図ることを目的に、現在のところは毎年発行をしております。

○議長（宮崎昌宗君） 三田議員。

○8番（三田敏和君） 毎年発行する理由はなんですか。

○議長（宮崎昌宗君） 住民課長。

○住民課長（垂水勇治君） 清掃センターからの収集しないごみの追加や、いろいろ出し方について悪いところがあるとかいうようなことを聞きまして、それを反映させてガイドブックを作成しております。

○議長（宮崎昌宗君） 三田議員。

○8番（三田敏和君） じゃあ、ここに今年のガイドブックありますが、これのどこが去年と変わったのか、後でいいですから御指摘ください。その指摘が住民の皆さんに十分分かるような指摘の仕方になっているんですかね。ただ、小さい文字を、どこかの約款みたいに小さい文字でたくさん並んどるところに、ここに書いていますみたいなことではいかんと思いますが、その辺はどうなんですか。

○議長（宮崎昌宗君） 住民課長。

○住民課長（垂水勇治君） 十分に分かりやすいようなガイドブックの作成に努めているところでございます。

○議長（宮崎昌宗君） 三田議員。

○8番（三田敏和君） じゃあ、去年から今年にかけて変わったというところは、住民が十分理解できるような表記の仕方になっているという理解でよろしいですね。

じゃあ、そういう中で、今後、3年に一度とかいうような変更の検討はしませんか。

○議長（宮崎昌宗君） 住民課長。

○住民課長（垂水勇治君） 豊前市につきましては、令和元年度から令和3年度の3年の

保存版を作成しております。清掃センターで受入れができなくなったごみなどの住民への周知は、その都度、広報とかホームページで行っておりますが、ガイドブックのとの相違があるということで、収集時にトラブル等は発生していることは聞いておりますが、特別に大きな苦情には至ってないというようなことを聞いております。

このようなことで、豊前市は、次回につきましても3年度版を発行する計画と聞いております。令和4年度からの分と聞いておりまして、吉富町、上毛町とも現在のところは毎年発行しておりますが、どうせするのであれば、豊前、吉富、上毛と合わせて3年度版の発行をしたほうが、今後の事務を進める上でも都合がよいのではないかとというような協議を行っているところでございます。

○議長（宮崎昌宗君）三田議員。

○8番（三田敏和君）さっきの令和3年度ということは、令和4年の3月ということですが、1年違うんじゃないですかね。令和3年の3月が切替えの時期じゃないですか。

○議長（宮崎昌宗君）住民課長。

○住民課長（垂水勇治君）そうです。豊前市は令和4年度の4月に新しいのを発行すると聞いております。

○議長（宮崎昌宗君）三田議員。

○8番（三田敏和君）じゃあ、来年度というか、令和3年度の中で十分検討して、そのような形のことも検討していただくという理解でよろしいんですか。

○議長（宮崎昌宗君）住民課長。

○住民課長（垂水勇治君）議員のおっしゃられる経費の節減ということも十分考えながら対応していきたいと思っております。

○議長（宮崎昌宗君）三田議員。

○8番（三田敏和君）ごみの排出というか、抑制がSDGsに重要というふうに国連のSDGsの中にあります。持続可能な消費ということで、作る責任や使う責任、そして海の豊かさを守るという点で、環境のまち宣言を行っている我が上毛町SDGsの観点から、具体的な施策を総合計画に盛り込むべきではないかなと思いますが、どのようにお考えでしょうか。

○議長（宮崎昌宗君）住民課長。

○住民課長（垂水勇治君）ごみ処理は、現在多くの自治体で焼却処理を行っているため、

二酸化炭素などの温室効果ガスの排出につながり地球温暖化の要因となることや、最終処分場の不足等でごみ問題が環境に及ぼす影響は大きいと認識しております。

第2次上毛町総合計画の中で、1人当たりの可燃ごみの年間排出量を、平成27年度実績211キロから、目標年度の令和8年度に190キロまでに抑制する数値目標を掲げ、リサイクル運動の促進や、資源循環型社会づくりの推進をうたっております。

具体的な施策といたしましては、資源物集団回収奨励金や生ごみ処理容器購入補助金、小学生を対象とした段ボールコンポスト講座などを開催して、ごみの減量化に努めておりますが、他の自治体の取組も参考にして、さらなるごみの減量化に努めてまいりたいと考えております。

○議長（宮崎昌宗君）三田議員。

○8番（三田敏和君）もう少し深く食い込むべきではないかなというふうに思うんですが。

環境省が瀬戸内海周辺の自治体に対して、海洋プラスチックごみの発生抑制に取り組むように努力義務を定めました。今国会に提出されておりますが、そういう意味で、瀬戸内環境保全特別措置法が改正されますが、そういう中で具体的な数字が出れば織り込んでいただくというのが私はやるべきことじゃないかなというふうに思います。

上毛町は瀬戸内環境保全特別法の対象区域ですよね。そこを確認します。

○議長（宮崎昌宗君）住民課長。

○住民課長（垂水勇治君）申し訳ございません。私はその辺は把握しておりません。

○議長（宮崎昌宗君）三田議員。

○8番（三田敏和君）間違いなく特別区域になっていると思いますので、後で確認をしていただきたいと思います。

そういう中で、ごみの抑制に関して、ごみ袋の手数料というのは大きく関係をしてきます。今議会で手数料の改定議案が上程されておりますが、なぜ安いほうに統一したのか。統一するのであれば、ごみの抑制という意味では高いほうに改定すべきではないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（宮崎昌宗君）住民課長、どうぞ。

○住民課長（垂水勇治君）文教厚生の中で……。

○議長（宮崎昌宗君）議案審議のときでよろしいですか。

副町長。

○副町長（岡崎 浩君）議員が一番御承知のとおり、どうしても3市町で、おっしゃるとおり同じ施設で使っているのにごみ袋の料金が違う。ただ、今般、安いほうに合わせたというよりも、原価プラス手数料の部分に1回合わせて、今後、近々、要するに素材から全て変えて、再生資源でのごみ袋に変えるような形で国の指針が来ていますので、その際に3市町で合わせないと、豊前市さん、吉富町さんも上げましょうって言ってもなかなか協議に応じてもらえないという部分があります。

そういった部分とコロナ禍という部分を認識した上で、今回、そこに合わせたというふうに御理解いただければと思います。

○議長（宮崎昌宗君）三田議員。

○8番（三田敏和君）手数料を上げるというのは、国も県も指導しておりますが、ごみの抑制に物すごく大きく関わってくるんですね。ごみの抑制をせんといかんのに値段を下げると、どのくらいの期間か、私、分かりませんが、確実にごみの量は上がりますよ。エビデンスが示しているとおりになんですね。上がる中で、軽いごみなんかどんどん増えてきます。かさがね。そういうふうになると、今、清掃施設の炉が二つありますけど、エネルギーがものすごく大きくなって、1,000度になったら止まるんですよ、この炉は。非常に問題を抱えています。そういう意味では、きちっとした分別をして再資源となるように、ごみの抑制に努めていただかんといかんの、その辺は、十分そういうことも理解した上で検討していただきたいというふうに思います。

そういう、ごみが増えるということに対して統一したと。その対応というのは、どのようにするんですか、まずは。

○議長（宮崎昌宗君）住民課長。

○住民課長（垂水勇治君）ごみの対応ということであれば、ごみの減量化に努めていきたいと考えております。

○議長（宮崎昌宗君）三田議員。

○8番（三田敏和君）具体的な対応策をお示しいただければと思いますが。後で分かれば教えてください。

以前にも、私、このことを統一できないかなと言ったことがあるんですけど、その際には県と国の指導があつてできませんって言われたんですね。確かにコロナ禍という状況はあります。ありますけどね、もっと真剣に考えていただかん。議員がいろんな提案をしたり何かする中で即却下じゃいかんというふうに思うんで、その辺は

十分、今後の中で考えていただきたいというふうに思います。

それでは、新型コロナワクチンのことについてお伺いをいたします。

新型コロナワクチンの接種については、非常に期待される半面、時期を待とうとする方もいらっしゃいます。また、ワクチンが入ってくる量もまだまだ少なく、時期も遅れるような気がいたしております。

大都市の情報は、日々、テレビ、新聞等で連日報道されております。人口規模の少ない我が上毛町の自治体のようなところは情報が錯綜しており、町民は非常に不安に感じております。

まず、状況をお伺いいたします。

それぞれの行政でワクチン接種対策本部を設置し、対応の準備をしているというふうに聞いております。準備状況、それから、医師、看護師の対応はどのようになっていますか。

○議長（宮崎昌宗君） 子ども未来課長。

○子ども未来課長（園田秀秋君） 御質問の新型コロナウイルスワクチン接種に向けた協議や町民への広報などの準備状況及び課題はということでございますが、先月の2日に、新型コロナウイルスワクチン接種プロジェクトチームを役場のほうで設置しております。ワクチン接種に係る関係課で連携し、ワクチン接種に向けた協議を行っているところでございます。

現在、新型コロナウイルスワクチン接種に向けて、接種券及び予診票の発送準備、それから豊前築上医師会との調整及び会場の設営シミュレーション等を行いながら、準備を進めている状況でございます。

また、町民の皆様への周知につきましては、4月になると思われませんが、発送予定の接種券及び予診票の発送の際に同封することとしております個別チラシ、それから町のホームページ、それから広報、さらには防災無線等により、随時お知らせしてまいりたいと考えております。

課題といたしましては、現時点でワクチンの具体的な納入時期が未定であることもございまして、接種体制の整備やスケジュール等がなかなか決められないことや、接種会場におきます医療従事者の数が十分でないことなどございますが、今後も円滑な接種に向けて全力で取り組んでまいります。

それから、医師及びスタッフの配置です。

○議長（宮崎昌宗君） 三田議員。

○8番（三田敏和君）円滑な運営に努めていただくことを十分お願いしたいと思います  
が、町民の皆さんにやっぱり事前に広報しとかなないと、私たちはいつ打てるんやろう  
かというようなことをずっと、年配者の方と話すと、心配をされております。築上町、  
豊前市は、もう既にホームページで、こういう方はこのようにとかということも出し  
ているんですね。上毛町の今のホームページを見ても、そこは見当たらないんで、出  
てないというふうに認識をしておりますが、ぜひそういうのを出していただいたり、  
クーポン券を送るときに、いついつ、何日後ぐらいにクーポン券を送りますと、ぜひ  
それを見ていただいて、中を熟読していただいて、そういうような対応をしてくださ  
いというようなことを、ぜひ発信してほしいんですけど、いかがですか。

○議長（宮崎昌宗君） 子ども未来課長。

○子ども未来課長（園田秀秋君） 広報等、3月広報、それから4月広報におきまして、  
その辺が決まり次第、順次お知らせをしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（宮崎昌宗君） 三田議員。

○8番（三田敏和君） ぜひ、広報だけじゃなくて、行政無線、それからホームページ、  
LINE等、いろんなものを使って発信をしていただきたいというふうに思います。

先ほど、スケジュールが少し遅れそうだというふうに言われましたが、福岡県に來  
て、それを各60市町村に、恐らくワクチンの瓶を供給するんだと思うんですけど、  
何か取り合い合戦があるような雰囲気も見受けられます。実際にはきちっとした配分  
があるんでしょうけども、そういう中で、実際的に今見通せることとしては、65歳  
以上がいつ頃打てて、3週間空けて2回目ということで、その2回目が終わるのがい  
つ頃になりそうですか。

○議長（宮崎昌宗君） 子ども未来課長。

○子ども未来課長（園田秀秋君） まず、現時点におきます情報といたしまして、4月1  
2日から数量限定で全国に配布するというところで聞き及んでおります。

それから、国は4月26日の週から、全国全ての市区町村に行き渡る数量のワクチ  
ンを配送したいというふうに聞いております。ですから、こちらに來るのは5月にな  
る可能性もあるというふうに認識しております、現時点で。

○議長（宮崎昌宗君） 三田議員。

○8番（三田敏和君） とういうことは、5月に打って3週間空けたら6月までに何とか

高齢者を打てるというような日程になるんじゃないかなと思うんですけど、高齢者、それから基礎疾患、それから、それ以外の方とかいうと、大体どのような内訳になるんですか。

○議長（宮崎昌宗君） 子ども未来課長。

○子ども未来課長（園田秀秋君） 65歳以上の高齢者なんですけども、令和3年度中に65歳に到達される方も含めまして、約2,800人程度いらっしゃるということです。それ以外の16歳以上64歳未満の方、これには基礎疾患がある方も含まれますが、これにつきましては約3,800人程度というふうに聞いております。

接種券の発送につきましては、4月中旬以降、ワクチンの納入状況等を勘案しながら判断したいというふうに考えております。

なお、一般の方につきましては今のところ未定ということです。

○議長（宮崎昌宗君） 三田議員。

○8番（三田敏和君） その辺は、ホームページ、広報等で十分周知していただきたいというふうに思います。

やっぱり、見ているか見てないか、聞いたか聞いてないかでは、その人の思いは随分違うわけで、いろんな手法を使ってやっていただきたいなというふうに思います。

接種を拒否された方の対応というのはどういうふうにされるんですか。

○議長（宮崎昌宗君） 子ども未来課長。

○子ども未来課長（園田秀秋君） ワクチンの接種につきましては、原則として、妊婦以外の16歳以上で努力義務ということになっております。接種するかしないかは国民一人一人の意思に委ねられているということになっております。

以上です。

○議長（宮崎昌宗君） 三田議員。

○8番（三田敏和君） そういうことであれば、ちょっと様子眺めをしようというような人は、集団接種には間に合わんけど、後で個別接種をしたいと思ったら、十分そこは対応できるというようなことでよろしいんですかね。

○議長（宮崎昌宗君） 子ども未来課長。

○子ども未来課長（園田秀秋君） あくまで優先接種ということになりますので、それを過ぎたらできないということではなくて、その後、個別接種で接種することは可能でございます。



○議長（宮崎昌宗君） 三田議員。

○8番（三田敏和君）大都市では、いろいろ、接種に関する訓練とか、会場の配置だとかというようなことをテレビ報道されておりますが、上毛町も、どこでやって、いつ頃、どのような形でそういう訓練等をするのでしょうか。

○議長（宮崎昌宗君） 子ども未来課長。

○子ども未来課長（園田秀秋君）接種のシミュレーションなんですけど、既に1回行っております。2月22日に、これは会場設営のシミュレーションということで、会場の配置についてシミュレーションを行ったところでございます。

次に、今月の19日に、実際の流れに沿った接種シミュレーションを予定しております。それには医師会から医師の派遣、それから、住民の方につきましては、民生委員さんや食生活推進委員さんとか、そういった方々にお声かけさせていただいて、住民役となってもらって、実際の流れに沿った接種シミュレーションということで計画いたしているところでございます。

○議長（宮崎昌宗君） 三田議員。

○8番（三田敏和君）3月19日であれば、クーポンが配られるのが4月の中旬とか何か言われていまして、それやったら十分、地域の皆さんにいろんなところから来ていただくと、その場で口伝えで周知ができるし、またその状況は広報なりいろんな形でお知らせをしてください。安心すると思いますので、ぜひよろしく願いいたします。

そういう流れの中で、問診票とかいうのを医師が確認をする場面があると思うんですけど、先ほど、基礎疾患がある方については、そこでいろいろ、ちょっとごたごたする、時間がかかるというようなことで、恐らく1日何人打てるとか、そういうことを決めていると思いますが、そういうふうに関に合わないような状態が起きることが予想されますので、その辺も十分周知できるように対応してください。

それから、接種の受付について、LINEで受付をやっているというところもあるというふう聞いております。うちの町がどのように、LINEも入れるように検討されておりますか。

○議長（宮崎昌宗君） 子ども未来課長。

○子ども未来課長（園田秀秋君）コールセンターの運営になろうかと思っておりますけども、今のところ方法といたしまして、電話やLINE、それからウェブ、全ての方法で予約ができることを前提に選定する予定にしております。

○議長（宮崎昌宗君） 三田議員。

○8番（三田敏和君） ぜひ、いろんな形で予約しても、当日来ないと非常に接種にトラブルということなんで、その辺も十分対応できるようにお願いいたしたいと思います。

それから全体的に、先ほど、65歳以外、基礎疾患以外の方というのはまだ未定だというふうに答弁がありましたけど、希望的観測でいいから、いつ頃までにやってしまいたいというふうに考えておりますか。

○議長（宮崎昌宗君） 子ども未来課長。

○子ども未来課長（園田秀秋君） 一応、インフルエンザの流行時期の前までには終わらせたいというふうに考えております。できれば、秋口までには全住民の完了を目標に頑張っていきたいと思います。

○議長（宮崎昌宗君） 三田議員、残り5分です。

○8番（三田敏和君） やっぱり安心して受けるためには町の情報がとても大事だというふうに思いますので、その辺は懇切丁寧に町の情報を出していただくようお願いいたします。

秋頃までに、うちの町の住民が本当にコロナにかからないように、また、違う未来の形で動けるようにやってほしいなというふうに思うんですが、無症状者の方に抗原キットで検査をすることを厚労省が容認したというようなことを、そういう旨の通知が各市町村に行ったというふうに聞いておりますが、先ほどもありましたように、臨時会の中で、PCR検査の公費負担を予算化しております。この関連性はどのように考えたらいいんですかね。そちらのほうが得なんですかね。その辺についてちょっとお伺いします。

○議長（宮崎昌宗君） 子ども未来課長。

○子ども未来課長（園田秀秋君） 御質問の、抗原検査キットは無症状者でも容認と厚労省が通知しているが、上毛町としての活用はということで御答弁させていただきます。

厚労省が公表しております新型コロナウイルス感染症病原体検査の指針というのがございまして、それによりますと、無症状者に医師が必要と判断して検査を実施する場合は、基本的にPCR検査、あるいは抗原定量検査を行うことが求められております。

抗原定性検査、いわゆる抗原検査キットによる検査につきましては、無症状者に対する確定診断のために使用することは推奨されないとした上で、感染拡大地域におい

て、重症化リスクの高い方が多い医療機関や高齢者施設等で、PCR検査等による実施が困難な場合に幅広く抗原検査キットによる検査を実施することは、感染拡大防止の観点からは有効であると考えられております。

また、こうした無症状者に対する抗原検査キットにつきましては、一定の条件の下で実施する必要があるとしており、状況に応じた適切な検査を実施することが重要であると考えております。

このようなことから、本町といたしましては、臨時議会におきまして、無症状者に対して行う検査として、新型コロナウイルス感染症の検査の中でも最も精度が高いとされているPCR検査に対する助成制度を設け、感染拡大防止に向けた取組を始めておりますので、現時点での抗原検査キットの活用は考えておりません。

○議長（宮崎昌宗君） 三田議員。

○8番（三田敏和君） そういうことで、公費助成が有効であればそちらのほうを積極的に進めてほしいわけですが、この3月にもそういう方がおられたのかどうか、後で、最後、教えてください。それと、無症状者の方で、本当は菌を持っているかもしれない、でも無症状だと。そういう方がワクチンを打っても大丈夫なんですか。

○議長（宮崎昌宗君） 子ども未来課長。

○子ども未来課長（園田秀秋君） そちら辺はちょっと情報として持ち合わせてないので、すいません、お答えできません。

○議長（宮崎昌宗君） 三田議員。

○8番（三田敏和君） やっぱり、そういうことを考える人もおるんで、ホームページの中に簡単なQ&Aみたいなのを作るというのも大事かなというふうに思います。やっぱり安心を売るのが一番大事だというふうに思いますので、命に関わることですから、安心を売り物にして、どんどん発信をしていかないと、何しよんね、新しいホームページに更新したけど何もなっていないんじゃないかって言われてもいかんわけで、その辺についてはどんどん出していただくようにしてください。

その辺の所見を。

○議長（宮崎昌宗君） 子ども未来課長。

○子ども未来課長（園田秀秋君） 情報の提供といいますか、こちらで気をつけないけんこととか、それから事前に、不安な方につきましてはかかりつけ医等に御相談いただいて、不安のない形で接種していただくように周知のほうを行ってまいりたいと考え

ております。

○議長（宮崎昌宗君）三田議員。

○8番（三田敏和君）これで一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（宮崎昌宗君）三田議員の質問が終わりました。

ここで暫時休憩します。再開は13時15分からです。

休憩 午後 0時14分

再開 午後 1時15分

○議長（宮崎昌宗君）休憩を解き、会議を再開いたします。

3番、廣崎議員、御登壇ください。

○5番（廣崎誠治君）皆さん、こんにちは。傍聴の皆さんもよろしく願いいたします。

5番議員、廣崎です。

私は、議員の仕事は、前回も申しましたが、行政のチェック、特に税金の無駄遣いと思われることを質問し、正すこと、または、住民の要望と疑問を伝え、行政が住民本位に運営されることを願い、質問いたします。

今回は通告している4点を自席にて一問一答方式で行います。真摯な回答をよろしく願いいたします。

第1点が、新型コロナウイルス感染症防止対策について。

2点については自席のほうで行いますので、まず、新型コロナウイルス感染について自席にて行います。よろしく願いします。

○議長（宮崎昌宗君）廣崎議員。

○5番（廣崎誠治君）新型コロナウイルスの拡大防止対策について、町が購入、配布したイオニアカードPLUSと称する商品に対し、昨年末に、消費者庁、公正取引委員会近畿総支局から併記で、カードの販売会社に対して景品表示法に違反する行為が認められたことで措置命令が出されました。2月26日、議会の全員協議会で説明があったが、改めて聞きます。

この件について報道があったと思うが、町でも把握していますか。

○議長（宮崎昌宗君）総務課長。

○総務課長（永野英憲君）この件につきましては、この前、2月26日の議会全員協議会全協でも申し上げましたように、12月22日に措置命令があった時点で我々のほ

うも把握をしております。

○議長（宮崎昌宗君）廣崎議員。

○5番（廣崎誠治君）このカードは上毛町が住民に配布した商品と思うが、確認していますか。

○議長（宮崎昌宗君）総務課長。

○総務課長（永野英憲君）おっしゃるように、このカードにつきましては、我々が全住民、また医療機関等に配布をさせていただいたカードでございます。

○議長（宮崎昌宗君）廣崎議員。

○5番（廣崎誠治君）令和2年12月議会で、効果があるというお話でありましたし、答弁しているが、今でも効果があると思っておりますか。

○議長（宮崎昌宗君）総務課長。

○総務課長（永野英憲君）その時点でお答えさせていただいた効果というのは、議員皆さんにお配りをさせていただきました、こういうパンフレットです、そのカードの概要等を説明させていただいたと思います。その中におきまして、花粉、PM2.5、消臭、それから抗ウイルスというようなことで、密閉試験での効果というようなことで我々は認識をしております。

今回、このカードを配布させていただいた目的は、従来から言わせていただいておりますように、インフルエンザまたはコロナの感染が拡大する中で、医療機関が逼迫すると、そういう中で町として何かできないかと、住民の皆さんに何かできないかという思いの中で、少しでも健康被害のリスクが軽減できるカードというようなことで、今回配布をさせていただいたということでございます。

○議長（宮崎昌宗君）廣崎議員。

○5番（廣崎誠治君）消費者庁から指摘されたことについて、町は何か行動を起こす予定があるのかどうか。

○議長（宮崎昌宗君）総務課長。

○総務課長（永野英憲君）この件につきましては、議会初日に茂呂議員さんからも御質問等ありましたが、行動といいますのは損害賠償等々と思います。

これにつきましては、顧問弁護士のほうと相談して、今回の措置命令につきましてはサルーテ・ラボのウェブサイトの広告表示というようなことで、製品にはまだ問題がないということでございますので、そういうことは現時点では考えておりません。

- 議長（宮崎昌宗君）廣崎議員。
- 5番（廣崎誠治君）茂呂議員に説明したときには、損害賠償のことは全品回収しない  
とできないというような回答をしていましたが、契約書の8条のほうでは違約金の件  
も書かれていると思うんですが、これを行う気はありますか。
- 議長（宮崎昌宗君）総務課長。
- 総務課長（永野英憲君）先ほどから申しますように、今回の措置命令につきましては  
広告の表示ということで、我々は認識をしております。製品自体にそういう問題がない  
ということであれば、そういうことは現時点では考えておりません。
- 議長（宮崎昌宗君）廣崎議員。
- 5番（廣崎誠治君）製品に問題ないということが、ちょっと私と認識が違うんじゃない  
かなと思うんですが。専決処分を行う際、事前に、私たち議員に対して行った説明  
の中で、消費者庁等の指導勧告を受けていない業者だから大丈夫と言っていたと思う  
んですよね。2020年5月16日のサルーテ・ラボが発行している、消費者庁にイ  
オニアカードPLUSは行政指導の対象になっていないというチラシを持っていたと  
思うんですが、それは覚えていますか。
- 議長（宮崎昌宗君）総務課長。
- 総務課長（永野英憲君）そのように私たちが議員さんたちに御説明したということは  
確かでございます。
- 議長（宮崎昌宗君）廣崎議員。
- 5番（廣崎誠治君）その時点では勧告を受けていなかったんですが、配布後に措置命  
令を受けたのであれば損害賠償請求を行うべきではないかと思えますし、違約金の請  
求等も行ったほうがいいんじゃないかなと思っておりますが、どうですか。
- 議長（宮崎昌宗君）総務課長。
- 総務課長（永野英憲君）その件につきましては、先ほど申し上げたとおりでございま  
す。
- 議長（宮崎昌宗君）廣崎議員。
- 5番（廣崎誠治君）このカードに対して、こういう指摘を受けたカードを配ったこと  
について、よい施策であったと思っておりますか。
- 議長（宮崎昌宗君）総務課長。
- 総務課長（永野英憲君）措置命令を受けたということは私は残念だというふうに思っ

ておりますが、この施策につきましては、先ほどから言いますように、このコロナ禍のところで、住民の皆さんに何かできないかという思いの中でさせていただいたということにつきましては、議員さんにもちょっと御理解のほうをよろしくお願ひしたいと思ひます。いい施策だというふうには思ひております。

○議長（宮崎昌宗君）廣崎議員。

○5番（廣崎誠治君）サルレーテ・ラボの広告の是正箇所なんですけど、赤字の小さな字で、「本実験結果は限られた空間におけるものであり、使用環境、使用条件によっては本実験結果と同等の作用が起こらない可能性がございます。本品は、空気の清浄効果を保証するものではありません。使用環境、使用状況によっては、イオンの作用が十分に発揮されない場合がございます」、このように書かれていますよね。

このように書かれた商品を、考えてもらいたいんですけど、自分個人で買う場合ですよ、1万4,000円も出して、このような広告表示がされている商品を購入するかどうかです。自分なら絶対買わないと思ひます。

国の交付金で自主財源を使っていないから安易に購入したのではないか。また、住民に対して説明を行うべきではないかと思ひます。

購入の際、西日本新聞に記事を書かせていましたよね。このような勧告命令を受けた商品を町民に対して配布したのであれば、このことも新聞社にお知らせしたらどうですか。

○議長（宮崎昌宗君）総務課長。

○総務課長（永野英憲君）新聞社のほうは把握を十分しております。

○議長（宮崎昌宗君）廣崎議員。

○5番（廣崎誠治君）総務課長は12月議会の答弁で、このカードの購入の発案は誰がしたのかと問うたとき自分が行ったと答えたが、本当なのですか。

○議長（宮崎昌宗君）総務課長。

○総務課長（永野英憲君）はい、そのとおりでございます。

○議長（宮崎昌宗君）廣崎議員。

○5番（廣崎誠治君）改めて言ひますけど、自分だけで考えたんですね。

○議長（宮崎昌宗君）総務課長。

○総務課長（永野英憲君）私のほうが発案させていただいて、上のほうに上申をさせていただいたということでございます。

○議長（宮崎昌宗君）廣崎議員。

○5番（廣崎誠治君）町長にお伺いします。

町長は、このイオニアカードの配布を決定したのは、最後の決裁を行ったのは、町長、あなたですよ。この責任とかいうのはどういうふうにするのかお尋ねします。

○議長（宮崎昌宗君）町長。

○町長（坪根秀介君）再三、総務課長が申し上げておりますとおり、第1波、第2波において、国民が疲弊している状態でありましたし、100%効果があるというものは何もないわけですね。空気清浄機にしても、マスクにしても、100%じゃないわけですね。また、そういったものも消費者庁の指導を受けているところもあります。それと同等で見れば、100%ではなく、表記の仕方が、屋外ではその効果はないということで、それが入ってなかったということと私は認識しておりますので、逆に、廣崎議員さんが、これは全く効かないと住民に触れ回って、しかもですよ、去年は上毛町でコロナが出てないときに、12月28日、ある施設で餅つきをして、そこから出てるという、私はそっちのほうが問題だと思います。

○議長（宮崎昌宗君）廣崎議員。

○5番（廣崎誠治君）この件に関して、町長は、今、外で使ったらって言いましたけど、あくまでも実験結果では、密閉された空間の中でしか実験結果は認められてないんですよ。ということは、ただぶら下げてるだけでは効果がないというふうに私は思いますよ。

それから、12月28日の餅つきの件を言いましたけど、これについては抗議申し上げます。

それでは、この件に関しては納得いかないんで、次の議会でもやりたいと思います。

それでは、2番目、今後の学童保育の件についてお伺いいたします。

令和2年度、総工費2億6,290万円をかけて、南吉富の放課後児童クラブ館が完成しますが、今後の西吉富、友枝、唐原の学童保育に関する整備計画をどのように考えているのか。このクラブ館の完成を、西吉富、友枝、唐原の保護者は相当羨ましいと思ってると思うんですよ。どのように考えておりますか。

○議長（宮崎昌宗君）子ども未来課長。

○子ども未来課長（園田秀秋君）学童保育に関する施設整備計画ということでございますが、西吉富小及び友枝小校区につきましては、当分は既存施設での保育を行いなが



ら、施設の老朽化等に伴う建て替えや、それから人口の動向、それから児童数の状況等により、新たな施設整備が必要になった際は、その時点において、様々な選択肢の中から最もよいと考えられる形の整備を行っていくことになろうかと思えます。

ただし、唐原小校区につきましては、移送を伴わない校区内での学童運営が待ち望まれていることから、どういう形で整備すべきか、様々な方法を含めて検討を行ってまいりたいと考えております。

○議長（宮崎昌宗君） 廣崎議員。

○5番（廣崎誠治君） そもそも、学童保育所の整備計画というのは存在するのかどうかお伺いします。

○議長（宮崎昌宗君） 子ども未来課長。

○子ども未来課長（園田秀秋君） 学童保育の施設整備計画というものはございません。

○議長（宮崎昌宗君） 副町長。

○副町長（岡崎 浩君） 施設整備計画というものはございませんが、こうげ子ども未来プラン、子育てに関する部分の計画の中で申しますと、今後は、南吉富放課後児童クラブの児童増加に対応するため施設整備を行うとともに、今後、唐原校区における放課後児童クラブの開設を推進していきますというふうに書いておりますので、その方針に沿って、先ほど課長が答弁したとおりに進めているところでございます。

○議長（宮崎昌宗君） 廣崎議員。

○5番（廣崎誠治君） 町長、行政は住民に対し公平な取扱いを行うべきと思うんですけど、学童保育に関しても、西吉富、友枝、唐原の小学生に対しても同じような学童保育クラブ館を提供する意思があるかどうか。

○議長（宮崎昌宗君） 町長。

○町長（坪根秀介君） そもそもこの南吉富小学校につきましては、現在の学童を建てられた当時の課長は廣崎議員であられたというふうに思います。

そのときの児童数、利用数、これを見誤ったというか、実態に大きな誤差があったということで、現在、南吉富小学校の生徒が、西吉富とげんきの杜との三つに分かれて、3人の子供を持つ御父兄の方が、三つの場所に連れていけないかん、迎えに行かないかんということで、大変だというようなクレームも出ています。

南吉富が非常に、その後、来年度の1年生が2クラスになるということもあって、そういったことも考慮すると、将来を見据えたしっかりしたものを建てなければなら

ないというふうに思って建設したわけでございますし、今、直ちに他の施設を建て替えということは、もちろん考えておりません。

上毛町人口ビジョン第2期まち・ひと・しごと総合戦略に基づいて、大幅な児童数増減が見込まれるというようなことで他の小学校が増えていくと見込まれれば、そのときは直ちに考えればならんというふうに思っているところでございます。

○議長（宮崎昌宗君） 廣崎議員。

○5番（廣崎誠治君） 先ほど、私が住民課長のときの件をおっしゃいましたが、あの当時はまだ小学校3年生ぐらいまでしか学童保育には来ていませんでしたし、こんなに南吉富のほうが生徒が増えるというようなことは考えておりませんでした。

ただ、私はこの学童保育館が悪いと言っているんじゃないんです。立派なやつを建てたから、こういうのを同じ上毛町の小学校であればやってほしいというふうに思っているわけです。

再度お聞きします。どうでしょうか。

○議長（宮崎昌宗君） 町長。

○町長（坪根秀介君） 人口が増えると見込まれればやらなければならないと思っております。ただし、唐原地区、人数は少ないんですけども、唐原地区はまだ移送ということをしておりますので、そこについては建てる必要があるだろうというふうに思っております。

○議長（宮崎昌宗君） 廣崎議員。

○5番（廣崎誠治君） 前、建てた学童保育所は全てプレハブ造りなんですよね。ですから、あまり立派な建物でもございませんし、当時はそれでもよかったですけど、新吉のほうに学童保育所が先に建って、後から大平のほうで造ったという実情もございます。そういうことをやっていただくことをお願いして、この件は終わりたいと思います。

それでは、3番目に行きます。

道の駅の雇用状況のなんですが、フィエロで新たなシェフを雇用し、もう1名の従業員を駅長の配偶者が関係する派遣会社から雇用していると聞いているが、事実であるかどうかお伺いします。

○議長（宮崎昌宗君） 企画情報課長。

○企画情報課長（堀 綾一君） 議員の御質問に答弁をさせていただきます。

まず、議員の御質問にあるように「聞いているが」とのことですので、誰かに伺ったことだと思います。

しんよしとみ街づくり有限会社には、就業規則、パートタイマー就業規則を整えております。それには守秘義務について規定していますので、パートタイマー従業員を含めた駅の従業員、関係者から聞いたことではないと思います。

御質問の件についてですが、その件につきましては事前に相談を受け、起案され、社長の決裁がなされていることも含め認識しております。ただ、議員が言われる派遣会社から雇用しているものではありません。

フィエロにおいては、来客が多く見込める土曜、日曜日等については、高校生等をアルバイトとして雇用しております。体調面等で急に勤務ができない場合や学校行事等で出勤できない場合があります。その補充ができるよう、委託契約に基づき派遣をお願いしているもので、雇用しているものではありません。

○議長（宮崎昌宗君） 廣崎議員。

○5番（廣崎誠治君） 委託契約は駅長の配偶者が行っている会社と行っているんですか。

○議長（宮崎昌宗君） 企画情報課長。

○企画情報課長（堀 綾一君） 配偶者が経営している会社と契約を行っております。

○議長（宮崎昌宗君） 廣崎議員。

○5番（廣崎誠治君） 契約を行っているのであれば、月額幾らとか、日当、時給が幾らとかあると思うんですけど、それは幾らですか。

○議長（宮崎昌宗君） 企画情報課長。

○企画情報課長（堀 綾一君） 契約に基づいてのことになりますが、町の第三セクターで設立された法人とはいえ、1法人でございます。その法人の企業体制や他の法人との法人間における契約内容について、御質問を受けたとはいえ答弁することはいかなものかと思いますが、誤った情報が流れておりますので、あえて答弁をさせていただきます。

令和2年10月1日に公表されている福岡県最低賃金が842円です。派遣会社との契約における金額については、842円の円単位を切り上げた金額でやっております。時給850円となっております。その他には、労働者を派遣する事業を行っているということから、法定福利費と派遣手数料を別途支払っております。この派遣手数料につきましては、通常、同等の会社が請求すると言われております金額の2分の1

の率で契約を結んでいるところでございます。

ですから、他のそういった同業者との金額に比べますと、安価な価格で派遣契約を行っているということになっております。

○議長（宮崎昌宗君） 廣崎議員。

○5番（廣崎誠治君） この委託契約で、駅長の配偶者、これは調べたんですけど、株式会社フェイスという会社だと思いますが、ここと契約しているのであれば、これを行う前にほかの会社との相見積りとか取っているんですかね。

○議長（宮崎昌宗君） 企画情報課長。

○企画情報課長（堀 綾一君） フィエロにつきましては、以前から人手不足ということで課題を抱えておりました。ハローワークにお願いして募集をかけたケースもありますし、私たちが個別にお願いしたケースもありましたが、なかなか、駅の条件、フィエロの条件になりますが、休日での出勤であったり、急な出勤であったりということで、なかなか見つからなかったところでございます。

今回の派遣契約を結ぶ前に見積り等は取っておりませんが、駅長のほうが他の派遣会社に確認をしまして、金額面、派遣手数料の面で大きな差があったというふうに確認しております。

○議長（宮崎昌宗君） 廣崎議員。

○5番（廣崎誠治君） 今、道の駅については何か問題がありそうで、私のほうにも来たりする人がいますので、今、フィエロのシェフは病気で休んでいるか何か分かりませんが、休んでいるということに対して把握していますか。

○議長（宮崎昌宗君） 企画情報課長。

○企画情報課長（堀 綾一君） フィエロのシェフにつきましては、家族の介護のために休暇をいただきたいという申出がありました。社長も、家族に寄り添ってほしいという思いを込めまして、その申出を許可しております。

○議長（宮崎昌宗君） 廣崎議員。

○5番（廣崎誠治君） 私が聞いたところによると、利益が出ないんで、結構、そのシェフに対してきついことが言われたんやないかというようなことも言っておりました。

最後に、社長である町長に伺います。

町の行政は、公明正大により執行し、開かれた、住民が任せられる行政運営が責務であり、誰もが納得できるようにしなければならないと思います。提案理由の中で、

職員のやる気を潰さないようにしなければいけないと言っていたんですが、道の駅の運営には、不満や働く環境が厳しく悪評が流れているが、どう改善していくのか、お伺いいたします。

○議長（宮崎昌宗君）町長。

○町長（坪根秀介君）それは恐らく、あくまで臆測であり、どなたから伺ったのか分かりませんが、私はそのように思っておりませんし、条件は非常にいいと思っております。

○議長（宮崎昌宗君）廣崎議員。

○5番（廣崎誠治君）どうも聞いた話と違うんですけど、よく調べて、また次回で行いたいと思います。

○議長（宮崎昌宗君）企画情報課長。

○企画情報課長（堀 綾一君）そのような状況があれば、私も課長として、そういった問題について御説明をさせていただきたいと思っております。

この場でどなたかと聞くことは反問権の執行になりますのでいたしません、後ほども構いません。そう言われた方、聞かれた方を私のほうに教えていただければ、私が個別にお会いして、きちんと説明をさせていただきたいと思っております。

それから、廣崎議員にお願いがございます。

しんよしとみ街づくり有限会社は町が出資した第三セクターとして設立された法人であります。道の駅しんよしとみ指定管理者でもあります。しかしながら、駅長をはじめ、フィエロのシェフ、従業員の方々は民間人であります。この厳正なる上毛町議会の一般質問において、廣崎議員が意図することは分かりませんが、民間人の方、個人を攻撃するような質問は控えていただけないでしょうか。攻撃しているのではないと思われると思いますが、人それぞれ受け止め方が違います。それがハラスメントではないでしょうか。場合によっては、ハラスメントを受けていると解釈されても仕方ない内容ではないかと思っております。今日、駅長のほうが傍聴に見えられております。今私が言った、解釈されても仕方ないというところでうなずかれておりました。

この質問、答弁については、ホームページで誰もが会議録として閲覧できるようになっております。しんよしとみ街づくり有限会社の経営をどうかしなければならないと奮闘している方々の士気が低下してしまいます。ホームページは2040年、人口1万人に向け、よりよい上毛町をPRするための手段の一つでもあります。改めて、大変無礼であると思っておりますが、このような質問は控えていただきますようお願い申し

上げます。

○議長（宮崎昌宗君） 廣崎議員。

○5番（廣崎誠治君） 今、堀課長のお願いですが、私は道の駅の発展を願っているからこういうことを言っているんですよ。

この次の質問でも、道の駅の大ノ瀬官衙遺跡について申しますが、これでも道の駅の利用者増加のためにこんなことをしてはどうかという形で質問いたしますので、今言った言葉は大変心外でございます。

それでは、次に参ります。

大ノ瀬官衙遺跡の保存整備計画について、12月議会で峯議員が同じような質問をしておりますが、また違った観点から質問いたします。

花公園事業が令和3年度で終わりになりますが、国指定の発掘事業計画に基づく文化財を生かしたまちづくりに向けて、遺構の復元など貴重な歴史遺産としてのPRを含めた今後の保存計画の考えをお伺いいたします。

まず、この花公園芝生広場の土地取得の際に、事業認可には文化庁の補助金もしくは起債等の借入れて、役所跡の再現等の事業メニューはなかったのかどうか。

○議長（宮崎昌宗君） 教務課長。

○教務課長（村上英之君） すいません。ちょっと資料を持ち合わせておりませんので。

○議長（宮崎昌宗君） 廣崎議員。

○5番（廣崎誠治君） じゃあ、町長にお伺いしましょう。

道の駅の利用者増加のために、また、児童生徒の歴史学習のため、さらには地域の発展等を考えれば、復元建築とか行ったら大きく評価されると思うんですが。国道10号、東九州自動車道を考えれば、利便は優れ、8世紀末にあったこの遺跡は、町長の言う九州一歴史的遺産になると思うんですが、再建築の意思はございませんか。

○議長（宮崎昌宗君） 町長。

○町長（坪根秀介君） 私も、議会におるときから、その復元をどうするのかというのは非常に興味を持って職員の方にもいろいろ伺っておりましたが、やはり、どなたも前向きじゃないと、お荷物だというような、非常に当時から厳しいだろうということを、皆、そういうふうな感覚でおったというふうに思っていますし、ましてや、今、その補助が非常につきにくい状態で、これを建ててそれだけの集客ができるとは思っておりません。また、底上げして造るわけですから、景観も崩れるだろうというふうに思

いますので、今の時点でそういう考えは持っていません。

○議長（宮崎昌宗君） 廣崎議員。

○5番（廣崎誠治君） それでは教育長に伺いましょう。

郡役所跡の復元を行うには、国の補助とか基金の活用を考えたら建設費は捻出可能と考えますけど、費用は幾ら程度かかると思いますか。

○議長（宮崎昌宗君） 教育長。

○教育長（道免 隆君） 復元等については、過去も、大ノ瀬官衙遺跡の保存整備計画というのを、新吉富村時代、平成11年に作成しております。この中で、遺構の復元、整備も検討されております。そのときに、もしも遺構を復元したときはどれくらいのお金がかかるのかということを経算しておりますが、その当時で11億2,000万円かかるというようなことをごさいました。この額につきましては今から20年前の額でございますので、今は、様々なものが高騰していますので、これをはるかに超える額になろうかと思えます。

併せて、このような文化財の復元については、文化庁がなかなか許可しない。いわゆる公の建物、当時の政庁跡等、そういったものについては、文化庁が遺構の復元については、なかなか、他の市町におきましても、計画をされたけども文化庁の許可が下りなかったというような話も聞いていますので、非常にハードルが高いというふうに思っております。

この前の12月議会でも課長のほうから説明をさせていただきましたけども、今、埋土をしている状況で、これがいわゆる保存という観点からすれば最適な方法であろうというふうに教育委員会としても考えているところでございます。

以上です。

○議長（宮崎昌宗君） 廣崎議員。

○5番（廣崎誠治君） 道の駅の利用者が、道の駅の名前が道の駅遺跡前になっていますので、遺跡がどこにあるのかってよく言われると思うんですね。本物を建てるとするのは難しいかもしれませんが、外観のある形だけでも建築するという事は考えられませんか。

○議長（宮崎昌宗君） 教務課長。

○教務課長（村上英之君） 簡易な復元ということだと思いますけども、簡易な復元の整備の場合でも文化庁の許可が必要ということで、先ほど教育長が答弁されましたよう

に、なかなか許可が下りにくいというのが現状でございます。

○議長（宮崎昌宗君） 廣崎議員。

○5番（廣崎誠治君） 許可が下りにくいというのも、まだしてないうちのことだと思いますので、ぜひとも一遍は伺ってみてください。

それでは、これで私の一般質問を終わります。

○議長（宮崎昌宗君） 廣崎議員の質問が終わりました。

以上で本日の一般質問は全て終了しました。

本日はこれで終了します。本会議3日目の一般質問は、明日5日10時から行います。

本日はこれで散会します。

散会 午後 1時48分